

マイナンバーシンポジウム
in千葉
【議事録】

開催日時 平成24年12月8日（土）

開場 12：30

開会 13：30

終了 17：05

会場 ヴェルシオーネ若潮「福宝の間」

（１）開会

司会：皆様、本日はお忙しい中、ご来場いただきまして誠にありがとうございます。ただいまより「マイナンバーシンポジウムin千葉」を開催いたします。

本シンポジウムは、番号制度創設推進本部の主催、千葉日報社の共催、全国地方新聞社連合会の後援により開催いたします。このシンポジウムでは、政府から番号制度についてお話しするだけでなく、国民の皆様と政府の直接対話を通じて、国民の皆様のご意見を伺い、番号制度づくりに活かしていくことを目的に開催いたします。

本日は、皆様とともに番号制度に関する理解を深めてまいりたいと思います。

本日は、手話通訳として、社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会より３名の手話通訳の方にご協力をいただいております。よろしくお願いいたします。

申し遅れましたが、私は本日の司会を務めさせていただきます谷中淳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日のシンポジウムの主催者を代表いたしまして、番号制度創設推進本部事務局長、峰崎直樹内閣官房参与からご挨拶申し上げます。

（２）主催者挨拶

峰崎：皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました、内閣官房参与をやっております峰崎直樹でございます。本日は、師走の、また政治の世界では解散総選挙真っ只中で、こうしてお忙しい中、土曜日にも関わりませず、お集まりいただきましたことを改めて感謝申し上げたいと思います。また、千葉日報社の皆さん方には共催をしていただいていること、そして、後でコーディネーターもしていただくということで、改めてこの点についても感謝申し上げたいと思います。

このマイナンバー制度のシンポジウム、これは昨年の５月から開催いたしました。東京会場を皮切りにして全国47都道府県すべてで開催しようということで、その最後、しんがりを務めるのがこの千葉会場になったわけでございます。なぜ千葉になったのか。あの当時、まだ菅直人さんが総理大臣でございましたので、今の野田総理が地元でございますけれども、野田総理が地元だからということで千葉を選んだわけではないわけですが、結果的にそのようになったわけでございます。

ご存じのように解散総選挙に入っておりますので、私たちが今年の２月14日に提出いたしましたマイナンバー法案、これは廃案になったわけでございます。通常国会、あるい

は臨時国会でも一度も審議されることなく廃案になってしまったという点では、我々からすると大変残念でありますし、日程的には、ちょうど私たちは2015年1月から税や年金を中心にしながら導入していこうと考えていたわけではありますが、残念ながら1年以上遅れざるを得ない、こういう事態に立ち至っていることをご了解いただきたいと思うわけであります。

国会での論戦が十分ではありませんでしたけれども、こうした各地域における取り組みや、あるいは政党間の中でも、この法案を通すために多くの議論をして、かなりの政党がこれに賛成してくださる、そういう状況には立ち至っていたわけであります。残念ながら、法案として成立させるためには国会というところで通らなければいけませんので廃案になってしまったということで、次の内閣がどのようにこれを取り上げていくのか。私どもとしては、この番号制度推進のために頑張ってきた努力、また、多くの皆さん方の声をしっかりと次の政治の場に活かしていければなと思っているわけでございます。

マイナンバー法案は、政権交代をして、是非これをつくろうじゃないか、特に税の世界では、公平・公正な社会をつくるためには不可欠じゃないかということで問題提起をしてきて、ようやくここに至ったわけでございます。後で向井審議官の方から、その目的や、あるいはその仕組み、その狙いはどこにあるのかということについて詳しくお話をするわけでございますし、一方で、これは良い点ばかりでなくて、問題点も持っており、コストもかなりかかるわけでございます。

そういう意味で、それらの点について、今日はパネリストの皆さん方や、あるいは国民対話で千葉県の皆さん方に大いに議論していただいて、その内容の理解を深めていただくと同時に、できればこれを法案として成立させていく方向でこれからも努力をしていただきたいなと思っているところでございます。

本当に、まだまだいろいろお話をしたいことがたくさんございますが、時間の関係であまり多くはお話しいたしません。本来ならば内閣もこういう状態になっているわけですから、ある意味では最後までやれないかなと思っていたわけではありますが、しかし、これは47都道府県すべて終わらせるということで今日ここに立っている、そのこともご理解いただきたいと思います。

改めまして、皆さん方に今日ご参加いただいて、積極的なご意見を我々が受け止めて、そして実り多き成果を次に引き継いでいきたいということを申し上げまして、主催者を代表して開会の挨拶に代えます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会：峰崎内閣官房参与でした。

本日のシンポジウムのプログラムを紹介させていただきます。

初めに、15分間の政府からのご説明を行います。その後、30分間の特別講演を行い、そして10分間休憩を挟みまして、第2部のパネルディスカッションを行います。パネルディスカッション終了後、ご来場の皆様との質疑応答・意見交換「国民対話」に入らせていただきます。本日のシンポジウムの終了時間は、16時を予定しています。どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

それでは、番号制度創設推進に当たり、政府からのご説明を内閣官房社会保障改革担当室、向井治紀審議官よりさせていただきます。

（３）政府説明

向井：ただいまご紹介いただきました向井でございます。内閣官房で番号制度を担当してございます。今日は私の方から、廃案になりましたマイナンバー法案・制度につきまして簡単にご説明させていただきたいと思っております。

まず、番号制度導入の趣旨でございますが、番号制度は、基本的には複数の機関、年金なら年金、医療なら医療、それぞれ複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤でございます。これによりまして、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するためのインフラであると考えてございます。

そこで私どもとしましては、社会保障、税、防災の各分野で番号制度を導入していこうということでございます。これによりまして、そこ（スライド１）に書いてありますが、例えば、より正確な所得の把握が可能になるとか、社会保障や税の給付と負担の公平化、あるいは大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できるのではないかとか、ＩＴを活用することにより国民の利便性が向上するのではないかと、という効果を考えてございます。

その結果といたしまして、そこ（スライド１）に書いてあるような、より公平・公正な社会といったような実現すべき社会を実現できるのではないかと、という趣旨で番号制度を導入しようとしているわけでございます。

番号制度の仕組みは大きく分けまして３つございます。付番、情報連携、本人確認の

3つでございます。

まず付番ですが、個人全員、これは住民票を有する方に、1人1番号で重複のないように付番いたしまして、これによりまして個人を特定していくことを行います。付番して、その付番した情報を紐付けることによって、税なら税、年金なら年金の分野で、AさんならAさんの情報の名寄せが可能になるということでございます。

次に情報連携でございますが、複数の機関間、例えば、税なら税、年金なら年金の機関間において、例えば、年金ですと、保険料の減免などに所得情報を用います。これまではどうしてきたかという、所得証明を出していただくとか、そういう形で所得を確認しておりましたが、これをバックオフィス——個々の方にそういう書類を出していただくなくても、情報提供ネットワークシステムによりまして情報をやりとりすると。それも必要なものに限り、必要な方向に情報を流すことによりまして活用していこうというものでございます。

次に本人確認でございますが、まず、個人を紐付けするような情報管理をするためには、やはり成りすましというのは極めて危険でございますので、これを確認していく必要があるということでございます。そのために、本人が、自分が自分であることを証明する仕組み、それから自分の番号、マイナンバーが正しいものであるということを証明するための仕組み、この2つが必要であろうと考えております。

この番号制度につきましては、2010年の2月から本格的に検討を始め、ほぼ2年かけて、今年の2月に法案を提出しました。それ以降につきましては、参与の方からご挨拶で申し上げた通りでございます。

以下、番号制度の法案の説明をいたします。目的等につきましては、先程申し述べましたので、省略させていただきます。

まず、個人番号、マイナンバーでございます。この番号制度は、個人と法人それぞれに番号をお渡ししますが、特に個人の方が個人情報保護等の関係で問題が多々ある関係上、いろんな保護措置等が取られております。

まず、マイナンバー、個人につきましては、対象者は住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人。通常、日本に住んでおられる方とお考えいただければいいのではないかと思います。これらにつきましては、市町村長がマイナンバーを指定して、書面により通知することとしてございます。

次に、マイナンバーにつきましては、マイナンバーそのものもある程度は当然公にな

るものでございますけれども、そうはいつでも、無制限に広がらせるべきものではないという観点から、マイナンバーの漏えいとか滅失、毀損の防止、これらの適切な管理が必要ということになります。

特に、下から2番目にありますように、本人からマイナンバーの提供を受ける場合には個人番号カードの提示を受けるなどのいわゆる本人確認を義務付けることとしておりますし、逆にこの法律に規定する場合を除きまして、他人にマイナンバーの提供を求めることを禁止するということをしてございます。

そういう番号制度で、一体、具体的にどういうことができるのかということでございます。これ（スライド9）は、いわゆるマイナンバー制度で可能になるものでありまして、法案に全部含まれているという意味ではございませんが、こういう社会基盤・インフラがあれば、こういうことができると。例えば、左の一番上にありますような、よりきめ細やかな社会保障の給付、制度のつくり方はいろいろあるかと思います。例えば、一番上に書いてありますような医療、介護、保育、障害に関する自己負担の合計額。それぞれには上限額がございしますが、全体としての合計額に上限を設定するような制度も可能になるのではないかと。あるいは、給付過誤、給付漏れ、二重給付等の防止に役立つのではないかと。それから、税の分野でいきますと、所得把握の精度の向上も可能になるのではないかと。あるいは、災害時もよりスムーズに事務が進むのではないかと、といったもの。右側にありますように、自己の情報の入手や必要な情報の提供についても利便性を向上できるのではないかと。あるいは、事務手続の簡素化。今、申請する場合に納税証明、所得証明、住民票を持ってこいという手続が多数ございますが、これらにつきまして、できるだけワンストップでできるようになるのではないかと。医療・介護のサービスの質の向上に資するものとしたしまして、例えば、医療の身体情報、健康情報等が対象になりました場合には、過去の健診情報、予防接種情報等が確認できるとか、あるいは医学研究等におきまして、継続的で正しいデータの蓄積が可能になるとか、そういう効果が考えられるというものでございます。

そのうち、マイナンバー法案で何が対象になっているかといいますと、ここ（スライド10）に書いてあります社会保障分野は年金、労働、福祉・医療、その他の分野がございしますが、この中で医療、介護の分野におきましては、いわゆる身体情報、健康の情報、病気の情報、そういったものは、この法案からは排除されておりました。従いまして、これらの分野につきましては、金銭の流れの情報だけが番号（マイナンバー）を付けてやりと

りされるということでございます。

それから、税務分野につきましては、通常、税務当局に確定申告書や各種届出書、調書等を提出することは多数ございます。これらにつきましても、番号を付けて提出することにより、税務当局が番号を付けて管理することとなっております。

防災分野につきましては、被災者生活再建支援金の支給に関する事務等。特に一番下に書いてありますが、「上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用」できるとなっておりますので、地方公共団体の自主性が活かされると。特に防災、災害につきましては、地方公共団体が担う役割が大でございますので、これらにつきまして、地方公共団体の創意工夫で利用が可能となるということでございます。

これら（スライド11～15）につきまして、どういうメリットがあるかの具体例が書いてありますが、時間の関係で省略させていただきます。

次に、番号制度における安心・安全の確保ということでございます。こういうふうにマンナンバー制度というのは、やはり番号を付けて個人の情報を管理するという物事の性質上、成りすまし等が起こりやすいとか、情報の漏えい、いわゆるプライバシーに対する影響。それから、一方で国家管理が起こるのではないかと。国家が一元的にすべてを管理するのではないかという懸念、いろんな懸念がございます。また、住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、最高裁の合憲判決がございますが、最高裁もいろんな条件を付けているということもございます。

これらを考え合わせまして、制度上の保護措置とシステム上の安全措置を取らなければいけないということでございます。制度上の保護措置につきましては、基本的には法律で規定すると。システム上の安全措置につきましては、システムを構築するときに、そういう安全措置を講じるということで、特にシステム上の安全措置では、個人情報情報の分散管理ということで、これらの情報はこれまで通り、税情報は税務当局、年金情報は日本年金機構と分散して管理されると。そうした分散して管理された情報を必要なときに法律に書かれてある分に限って利用できることとしております。また、政府でいろんな漏えい事件が起こっております。そういうこともありまして、アクセス制御。要するに、そういう情報を見られる人間を制限することによりまして、意図的な情報漏えい、あるいは過失による情報漏えいを防止していこうということを考えております。

次に、法律上はどういうふうになっているかと申しますと、まず、特定個人情報とい

うのは番号（マイナンバー）付きの情報ということでございます。マイナンバーを含む個人情報につきましては、いろんなことをやろうとしておりますが、（スライド17）特に上から3番目、この法律の規定によるものを除きまして、番号付きの個人情報の収集、保管、ファイルの作成は禁止しております。また、この法律に規定する場合を除きまして、この番号付きの個人情報の提供を禁止しております。

それからさらに、（スライド18）上から2つ目にありますように、こういうふうな情報提供の記録につきましては情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報をやりとりしますので、そこに保存していくと。そして、逆に自分の情報はどういうふうになったかというのを国民それぞれが開示請求できる。例えば「マイ・ポータル」によってインターネットから見られるということをしりたいと考えております。

それから、個人情報保護法の特例としまして、法定代理人だけではなくて、任意代理人による特定個人情報の開示請求を可能としているということがございます。そういうふうな個人情報保護法の特例関係で、まず、こういう番号付きの情報を保護していくと。

それから、システムとしましては、ここ（スライド20）に書いてあります黄色い部分が情報提供ネットワークシステムでございます。情報のやりとりは、右側にありますような情報照会・提供機関が直接やりとりするのではなくて、情報提供ネットワークシステムを介して行い、かつアクセス記録をちゃんと残すことによって、法令通りになされているかということをチェックできるような仕組みとしております。そして、後程述べます個人番号情報保護委員会の方でチェックできるという仕組みにしたいと考えております。

さらに、個人情報をインターネット上で確認できるマイ・ポータルを設置いたしまして、そこ（スライド21）に書いてありますような、先程申しました情報をやりとりした記録、これらにつきまして表示できるとか、自己情報が表示できる、あるいはワンストップサービスができるようなマイ・ポータルを設置したいと考えております。

さらに、本人確認、番号確認の手段といたしまして、個人番号カードを交付するというのを考えております。現在は住基カードというのが交付されております。ただ、実際の普及率は非常に低うございます。5%とか、6%とか、その程度でございますけれども、この個人番号カードは住民基本台帳カード、住基カードを改良いたしまして、いわゆる住基カードにさらに番号が入ったというイメージでございます。顔写真と番号によりまして、本人と番号を確認していくということを考えております。

さらに、特定個人情報保護評価という形で、これは英米系の諸国で行われており

まずプライバシー影響評価（PIA）と言われるものに相当いたします。これは、そういう番号付きの情報のファイル、システムをつくる場合、事前にファイルやシステムをつくるということがどういうふうにプライバシーに影響を与えるかを自らから評価して公表し、パブリックコメントに付した上で第三者機関がチェックするという、かなり厳重な方式でやりたいと考えております。こういうことにすることによりまして、番号付きのシステムが、個人情報の保護がちゃんと図られているかを第三者機関がチェックするとともにオープンにしていくということでございます。

その第三者機関でございますけれども、この番号付きの情報につきましては、内閣総理大臣の下に、番号制度における個人情報の保護を目的とする個人番号情報保護委員会を設置するというところでございまして、これはいわゆる三条委員会。公正取引委員会と同様の、日本の統治機構の中で最も独立性の高い委員会でございます。そういう委員会によりまして、番号付きの情報の取扱いの監督、監視、それから、先程申しました事前評価の承認をやっていく。さらに、業務のところにありますように、そういう番号を扱う機関に対しまして、指導、助言、勧告、命令、報告、立入検査の実施権限を与えるということでございます。さらに、内閣総理大臣に対して、施策の改善について意見を述べることができると。あるいは、国会に処理状況を報告し、公表するということを考えております。

さらに、現在の個人情報保護法等におきましても罰則がございますが、マイナンバー付きの情報につきましては、さらにこれを加重し、または広げるということも行っております。

それから、法人番号でございます。今でも法務省が、会社なんかにつきましては会社法人等番号というのがございますが、これらを基礎として付番いたします。主に使い道は税務に使うことが想定されますので、国税庁が付番していくと。従いまして、付番の対象というのは、概ね税の納付義務がありそうな法人ということになるかと思います。

個人情報保護の問題がほとんどございませんで、これらにつきましては民間にも自由に利用可能にし、逆に利便性を重視した取扱いにしたいと考えております。

番号制度につきましては、そういう意味でインフラでございますので、制度の運営如何によりましては、さらにいろんなものに広がる可能性もありますが、一方で限界もあります。どんなにやっても、税の分野におきまして、すべての取引・所得を把握し、100%完全に不正申告や不正受給をなくすことはさすがに困難でございます。そのようなことも含めまして、この番号制度の将来的な活用についても検討していく必要があるのかなと。

所詮、番号制度というのはインフラでございますので、使い道というのはさらに広がっていく可能性はございます。そういう意味で、どういう使われ方をするのか。あるいは、マイナンバーが1つでいいのか。例えば、先程申しました健康情報とか身体情報、そういうものにはマイナンバーとは別の番号の方が良いんじゃないかとか、あるいは民間と連携する場合には別の番号を使った方が良いんじゃないのかという考え方も十分成り立つということでございます。これらにつきまして、さらに検討を進める必要があろうと思っております。

このスケジュール（スライド29）は法案提出時点のものでございます。現時点におきましては、この法案スケジュールは不可能ということでございまして、ここに書かれてあるものから概ね1年ないしそれ以上遅れる可能性があるということになろうかと思えます。

その他、諸外国の番号制度、現在どんな番号が世の中で使われているか、それから現在、本人を確認するための身分証明のためにどういうものがあるかというものが参考資料として書かれてございます。

時間の関係で、私の説明はこの辺で終わらせていただきますが、さらにパネルディスカッションで議論を深めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

司会：向井審議官でした。

それでは、お待たせいたしました。わたしたち生活者のための「共通番号」推進協議会主査、東京大学大学院教授、須藤修様によります特別講演を始めさせていただきます。

須藤様、どうぞよろしくお願いいたします。

（４）特別講演

須藤：ご紹介にあずかりました須藤です。30分時間をいただき、私の方からお話をさせていただきます。特に地域社会発展のために、この番号が今後どうあるべきかというような話をさせていただきます。

まず、世界の動向。先程の向井さんの資料にも、番号制度についてですけれども、世界の状況というのが広く表にして紹介されておりました。まず、アメリカの動きをお伝えしておきます。これはブッシュ政権が終わり、オバマ政権が始まったんですけれども、オバマ政権は民主主義の強化ということで、「N I T」というのは、Networking and

Information Technologyの頭文字をとってN I Tと言っているわけですが、他にも、NIT for Sustainable Developmentとか、NIT for Health Careとか、重点政策がいっぱいあるんですけども、そのうちの1つとしてデモクラシーを強化すると。そのための研究をする人たちに政府は研究費をいっぱい与えますよということをこの教書といいますか、これで言っているわけです。

この赤字で書いたところが重要なんですけども、「市民・シチズン」と書いてありますので、政府と市民の間の対話、公的な議論のあり方を改革する、それから、より政府を透明で開かれたものにする、効率的で機能がもっと豊かなものにする。そういう研究をやってくれということを研究者に呼びかけて、この研究も相当進んでいるわけです。

一方、EUも「フレームワークセブン」というのがありまして、ここでかなりの研究費をEU加盟諸国に投げています。「フューチャーインターネット」というプロジェクトで、これは未来のインターネット。「PPP」というのが付きます。このPPPというのは何かというと、今後は行政だけ、あるいは民間だけではなくて、パブリック・アンド・プライベート・セクターのパートナーシップ、要するに官民連携を重視しますよと。そのフレームワーク、枠組みで研究開発をしてくださいということで、各加盟諸国がその基金に応募して、競争で勝ち取っているようなプロジェクトが動いていると。ただ、結構みんな大きなプロジェクトでありますので、EUだけから来るお金では足りません。それは自治体の財政負担もありますし、参加する企業の負担もあるということになります。

有名なのは、オランダのアムステルダムスマートシティ構想というのがありますけれども、ここでも番号制度を使って、かなりデータの連携もやっていますし、11月に行ってきたんですが、結構泥棒が多かったそうなんですけれども、かなりデータベースを強化して犯罪を激減させたということを言っていました。警察署長の方にお会いしましたけれども、その結果、近隣諸国の犯罪は増えたと言っていました。要するに、オランダではもう犯罪しにくくなったから、よその国でやっているというのが実情だろうと。だから、オランダのようにすれば減りますよということを仰っていましたけれども、なるほどねと。陸続きですから、やはり儲からないと思ったらよそに行くんだなと思いましたけれども、そういうことも行われています。

スマートシティというのは、CO₂排出をどうやって減らすか、そのための都市インフラをどう再整備するか。太陽光発電とか、ヨーロッパが重視しているのはバイオマス発電といいまして、森林資源が豊かですから、そのの灌木材をパルプにして発電能力を増すと

いうフレームワーク、枠組みですけれども、そういうものを重視しています。ドイツなども、やはり同じ方向で動いているということです。

今、ヨーロッパに話題が逸れましたけれども、アメリカの代表的な都市、先進的な都市としても有名なサンフランシスコの戦略ですが、ウォルトン情報最高統括官とは10数年来の仲なんですけれども、彼からいただいた資料で、自分としては「オープンデータ・クラウド」という戦略を重視していると。これは自治体が持っているデータを匿名化して、すべて公開する。これによって開かれた政府であると同時に、官民連携を促すんだということを言っていました。既に200以上のデータセットを公開し、このデータを使った公的なアプリケーションソフトが60以上開発されている。これに関しては、サンフランシスコは一切、開発費用は出していない。タダでデータをやるんだから、それに合わせたアプリケーションを民間でつくってくれと。ほとんどがスマートフォン向けのアプリケーションです。アイフォーンとかアンドロイド、グーグルフォンです。それから、これから重視するのはマイクロソフトフォン。ウインドウズ8というのは明らかにスマートフォンとタブレット用に開発されたOSです。その携帯が出ておりますので、それに合わせてアプリケーションをつくってもらっているということを言っていました。

例えば、代表的なのが、ここにありますように、向かって左側のものがアンドロイド向け、要するにグーグルフォンですけれども、「Mom Maps」。これは小さなお子さんを持っているお母さんのために地図情報とか有益な情報をすぐ検索できるソフトで、グーグルフォンのサイトにいけば、1つのアプリケーションは2ドル、3ドルでダウンロードできる。それで儲けると。このシステムの管理も民間でやってくれ。但し、このデータを供給してやるから、その商用利用というのはあくまでも公的、あるいは準公共的なサービスでやってくださいということを言った。お互いに定期的にやってコミュニケーションをしているというものです。

サンフランシスコとしても、これによって市内の雇用が増大し、税収が伸びればお互いに良いことなんだから、こういう枠組みはもっと広めたいということを言っていました。このMom Mapsの中には、例えば、突発的に深夜赤ちゃんが病気になる、中耳炎を起こすというときに、どのお医者が良いとか、どのぐらいの時間で行けるとか、予約はできるとか、すぐ電話がつながるとか、そういうものはすぐ出てきます。

それから、向かって右側はアイフォーン、アップルのスマートフォンのものですが、障害をお持ちの方なんかは車が運転できないとなると公共交通網を使わなければな

りません。しかし、東京のように、公共交通網はアメリカの諸都市は発達していません。基本的には自家用車で移動するという社会です。そうすると、つながが悪いんです。市が持っているデータを公開して、これに合わせてサービスをやる。これも1ドルとか2ドルでダウンロードできるという形のものです。これによって、的確にその場所に行ける。

それから、サンフランシスコに夏に行きますと、世界中から観光客が来ていらっします。私も夏休み、家内と2人でサンフランシスコとその郊外のレッドウッドという110メートルぐらいの巨木の森が近くにあるんですけれども、メタセコイアがあるのは、セコイアの森はもうちょっと中に入らないといけないんですが、そういうところもこういうものを使うと簡単に検索して、ああ、何時には着けるなとか、すべて公共交通網で行きましたけれども、そういう形で使えるわけですね。そういうものが観光客にとっても重要になるということで、観光都市でもありますから、非常に良いものをつくってくれているなと思いました。

この動向で、日本で有名なのが福井県の鯖江市で、鯖江市はお持ちの行政のデータを匿名化して、これをダウンロードしてビジネスにどんどん使っているという形で今取り組まれています。多くの自治体で、今年ぐらいから鯖江に倣えという形で相当動きが出ているということです。

それから、ヨーロッパの典型的な電子政府の構想ですけれども、これについては、去年、峰崎事務局長も向井審議官もデンマークに行ってこられたそうなんですけれども、世界でも有数のワンストップサービスをやれる、それからプッシュ型のサービスをやれるものです。このサイトはデンマーク語で書かれていますので分かりにくいんですけれども、重要なのは「ペルソナ」というシステムがありまして、そこに行政及び公的機関が持っているデータは全部名寄せができて、その人の置かれた状況が全部把握できるようになっています。これに基づいて、本人は制度とかを知らなくても、各国民すべて「マイページ」というウェブページを持っています。そこにアクセスして行政機関からのお知らせとか、「あなたは今介護が必要なお父さん、お母さんをお抱えですけれども、ちゃんと申請していませんね、早くウェブで書き込んでもらいたい」と。そしたら、すぐにそのサービスの補助もスタートしますよ、というサービスなんです。これがプッシュ型でワンストップのサービスの最も発展したものだろうと思います。

今年から全自治体が、このシステムにデータが名寄せできるようになりました。従って、デンマークのすべての公共機関が持っているデータはここで名寄せができ、それを適

切に運用し、これは向井さん、それから峰崎事務局長もいらっしゃったように、厳格な個人情報保護の第三者機関が法規に基づいてつくられておりますので、不適切な利用・使用がないように監視下に置かれているということになります。あらゆる権力から独立するために第三者機関という形態になっています。財源はすべて法務省が管轄しています。但し、法務省は第三者機関に口出しはできないという形になっています。

ここに書いてありますように、これはデンマークのウェブサイトにあるものを翻訳したものです。私の教え子の後藤玲子准教授が訳してくれたものですが、離婚歴ありとか、何らかで悩んでいるとか、いろいろなことが書いてあります。そういうものを見ながら、行政官は、この人にはこういう行政サービスが今必要だなということで、すぐにプッシュ型でお知らせを出す体制をつくっているというものです。ある意味では、これは模範的なものになるだろうと思います。

それから、国民年金、厚生年金の給付には、今までデンマークとかベルギーはここら辺も全部プッシュ型で手続きができるようになっていたわけですが、フランスへ行って、フランス政府の大統領補佐官に2008年にお会いしたんですけれども、フランスの大蔵省にいらっしゃいました。デンマークも、それからフランスも、電子政府の所管官庁は日本で言えば財務省になります。フランスにおいても財務省が担当するというので、その財務省を担当されている大統領補佐官にお会いしてきたんですけれども、我々はデンマークのようなものをつくろうと考えている。但し、デンマークのように小さな国ではない。何千万人も国民がいるので、時間はかかるというようなことは仰っていました。

そのとき、やはり年金の問題もありますので、今までの例えば年金はこうでした。年金改革が日本でも行われていますし、この番号制度を使って、もっと的確にきちんとデータを管理するという動きになっているわけですが、これまでは裁定通知、年金証書をもらうために手続きをいっぱいしなきゃいけなかった。関係する役所からいっぱい公的証明書を集めて、書式に合わせていろいろなことを書いて提出して、やっとこの証書が貰えるということでしたけれども、この貰うための手続きに時間がものすごくかかります。大体2ヶ月ぐらいはかかります。紙ベースです。本人が集めろと言われていました。

これを例えば、デンマークとかベルギーの場合だったら、どうするか。日本に当てはめると、こうなります。マイナンバーカードを貰って、認証機能がありますから、それを使ってマイページ——マイ・ポータルと日本では言っていますが、そこにアクセスして登録します。あとは、公的機関のデータ連携が情報連携基盤を通じてできますか

ら、地方公共団体——日本年金機構というのは民間になりますけれども、これも早くメンバーに入れないといけないわけですが、こういうふうにして全部集めるという形で準公共的機関、それから公的機関のデータ連携をさせれば、これは受給の証明書がすぐに貰えるということになるわけです。これだったら、1週間以内に処理が完了します。

しかも、本人負担はウェブに書き込むだけで終わりますから、自分の足を使っているところを回らなくてもいいわけです。この書類が足りない、あの書類が足りないと言われなくても済むわけです。

問題は、この証明書、本当にデータを受け渡しするかということは細かな技術的、あるいはフォーム的な焦点であります。私は現在、この番号制度に関する総務省の研究会の座長を拝命しておりますけれども、我々が検討の中で言ったのは、証書に移すということは公文書の移転を伴う。ということは、首長とか責任者の押印が必要になる。この機能をデジタルで持たせるのは大変です。コストが重くなるから、この管理責任は非常に重大になります。むしろ閲覧するだけでいいんじゃないか。だから、日本年金機構の職員が職権に基づいて本人の承諾を取った上で文書を見るだけ。データの移管はさせない。であれば、コストは極めて低くなる。そういうふうにすれば、このシステム構築の費用は大幅に削減できる。その方向で考えるべきだろうということを総務省の内部の会議では私の意見で言っていました。多くの行政官の方も賛成はしてくださっています。そういうやり方で、低コストで、それからスピーディーにやれるようにしたいね、ということは考えているところです。ただ、これは検討の途中ですので、最終的にはどうなるか分かりません。

さて、マイナンバー法案ですけれども、先程来、峰崎先生、それから向井審議官が仰ったように、廃案になりました。しかし、民主党はマニフェストに法制を整えるということをお書きになっています。公明党もマニフェストに法制を整えるということをお仰っています。それから、自民党はマニフェストという言葉は使わないと。政権公約の文書が出されていますけれども、そこに番号法制を整えると。3党ともにやるとお書きになっています。

私も1ヶ月ぐらい前に自民党の石破幹事長にお話を伺う機会がありまして、3党合意は遵守するということをはっきりと2回ぐらい仰っていました。ということは、この枠でやりますよということ。もちろん、政権がどこになるか、今は分かりませんが、政権交代が起こったとしても、この3党の合意は法案について遵守される枠組みは整っているということであります。維新の会の橋下さんも番号制度には賛成であると仰っていると

いうことを、わたしたち生活者のための「共通番号」推進協議会の代表である北川正恭先生が直接お聞きになっているということです。

ということは、やはり今後の社会保障改革、税制改革には必要不可欠であるという認識を政治家の方々の多くは持たれているということだろうと思います。もちろん、社民党、共産党などは反対なさっています。そういうふうに反対の政党もおありになると。その声は遵守しなければならないと思います。しかし、これは一旦廃案になりましたけれども、この後、これまで検討されてきた枠組み、この法案が大前提となって次のバージョンアップしたものが国会で議論されるだろうと思います。しかし、それには1年ぐらい、また時間が延長されるということだろうと思います。

これに関連して、私は総務省の研究会の座長で、今もそれなんですけれども、現在、個人情報保護法制、自治体はどうするかという検討を進めているところです。既に財源の財務的な取り組みをしてくださいということを総務省から全自治体に対して9月に通知をしていただいたんですけれども、11月にはストップと。1年凍結で、1年後にまたちゃんと考えてくださいと。自治体の方から私のところにもいろいろな相談が来るんですけれども、「塞翁が馬じゃないですか、今やれと言われると、ドタバタで突っ込んでいくことになってシステムをきちんと考えられなかったけれども、1年の余裕があれば十分に検討して予算の枠組みを整えた上で臨めますから、良い方に考えましょう」ということを自治体の方々とは話しているところです。

この番号制度導入の意義、システムについては、またパネルディスカッションのときには議論させていただくかもしれませんが、既に向井さんが詳しくお話しになりましたので、ここで詳しくは申し上げません。マイ・ポータル機能が将来的には重要になるだろうということを申し上げておきたいと思います。

これはデンマークやベルギーが取り組んでいるように、まずアクセス記録を表示。行政官の誰がどういう権限に基づいて、なぜ、どういう目的で自分の情報についてアクセスしたかということが見られるようになっている。

それから、自分のどういう情報がデータベースにあるかというのも、自分の情報については見られる権限がありますから、例えば、私が離婚していた場合、これ、結婚したときの情報じゃないかと。今離婚しているのに、その情報がちゃんと直ってないわ、というので、すぐ直してということもできる。これによって税制とか社会保障の状況は大分変わってきますから、そういうふうに自分の情報を自分でコントロールできるという権限を持

たせる。

それから、ワンストップサービスですけれども、今まで行政機関に行くと窓口がいくつもあって、用途に応じて窓口に行かなきゃいけなかった。例えば6番窓口に行って手続きしようと思ったら、これをやるために、あなたは15番窓口で書類を貰ってこないとできません。15番窓口に行ったら、これはまた元の7番の窓口で書類を取って貰わないと手続きできませんとか言われるわけです。どうしたらいいんだよなんていうことは今まで窓口で頻繁にあって、最後には怒り出すという形のことが結構多かったと思うんです。これはなくせる。総合窓口化でワンストップにできる。総合窓口化ができるということは、在宅でマイ・ポータルを使って行政手続きができるということになるわけですから、行政の持っている情報システムも全部改修されて、もっと効率的で質の高いサービスができるように持っていくことができる。

但し、政府と我々の考えの違い——我々というのは、北川先生を代表とするわたしたち生活者のための「共通番号」推進協議会ですけれども、これは官民連携、特に介護事業者とか医療機関のデータと相互に連携して番号を使ってもらわないと、自治体の業務というのはきちんとできないんです。行政内部で閉じた資料では、半分ぐらいの仕事で終わる。あとの仕事はたくさん残るわけです。そうすると、効率化できないんですね。こちら辺はすべての民間事業者ではありません。国民にとって極めて重要な仕事をなさっている決済系の機関、生命保険会社、それから介護保険事業者、医療機関などのデータ連携はお互いに番号を使ってやるべきではないか、というのが我々推進協議会の意見です。そして、プッシュ型のサービスを官民連携でやるべきだろうという考えです。

ヨーロッパも、先程申し上げましたように、パブリック・アンド・プライベート・パートナーシップという枠組みを遵守しています。官民連携です。

アメリカも、日本とは違う官民連携ですけれども、サンフランシスコのように、官がやったら効率的にできない。財政負担が重いというのは、思い切って民間に投げてwin-winゲーム、お互いに得するような形のフレームワークをつくろうじゃないかという形で動いています。これはサンフランシスコだけじゃなくて、あのフレームワークで動いているのはシアトル、サンフランシスコ、ロサンゼルス、マイアミ、ボストン、ニューヨーク、ワシントンD. C. の7大都市が全部動いています。アメリカは、もともと連邦政府の権限は低くて、州政府の方が内政については権限をたくさん持っています。また、ローカルガバメントと言われているシティガバメントとかカウンティガバメントの方が国民生

活、住民生活に関する機能は州政府よりもたくさん持っているし、権限も持っているわけです。だから、アメリカの場合はローカルガバメントをベースにしたこの分野であれば機能強化が重視されるわけです。

連邦政府の枠組みは、基本的には軍事と外交ですので、日本のマスコミはワシントン D. C. の報道をたくさんしますけれども、アメリカをあれて分かるとは思えません。アメリカは各州ばらばらで、まさに国の連合体がアメリカですから。合衆国というと、分かりにくいかもしれませんが、ユナイテッド・ステイツ・オブ・アメリカですから、ステイツというのは国です。だから、国を連合したものがアメリカ合衆国です。

EUもそのフレームワークで、目指すところは最終的には経済統合、行政統合から政治統合まで持って行って、アメリカ合衆国ならぬヨーロッパ合衆国をつくるというのが彼らの理念で今動いているわけです。そのためにも行政手続の平準化を今EU域内はやって行って、法の平準化も進めようということ動いている。

例えば、医療関係で言いますと、イギリス人がフランスで旅行中に脳溢血で倒れた。そのときは、現行では医療保険が適用できません。しかし、電子政府の基盤で医療関係のデータ連携ができていれば、フランスで倒れてフランスの病院に入院したときにイギリスの保険制度が適用になるんです。それを目指している。そのためには名寄せが必要なんです。けれども、これは変な風に個人情報を使うと大変なことになりますから、だからこそ、第三者機関できっちりと監視するという枠組みを、EUはEU指令で加盟諸国に全部法令をつくれということを通達したわけです。日本も、そういう枠組みに近いものをつくろうということで努力はいただいている。いろいろなご意見があって、EUほど厳格になるかどうか、まだ分かりません。恐らく清水先生なんかもいろいろな異論があると思いますけれども、そこら辺は今後、議論をもっと深めて、良いものをつくっていかねばならないだろうと思います。

総務省の検討ですけれども、既に自治体でいろいろな試みがなされています。例えば、福岡県の粕屋町、神奈川県藤沢市で行政と福祉機関の連携でいろいろ効率的な行政システムをつくり上げたり、サービスの強化を行っています。それから、滋賀県の長浜市であれば、生活習慣病予防のためにレセプトの分析を徹底して行い、京都大学医学部と連携して予防医療に注力しています。これによって医療費負担を減らし、かつ健康な人の数を増やそうという方向で動いています。岩手県の遠野市も総務省と連携してウェブ健康手帳というのを持っていて、医療機関と行政が連携してデータを連携させて予防医療に注力

しています。この委員会には厚労省の方も入っていただいていますけれども、「ここまで何でやっているんだ」というような言い方をされることがあったんですが、総務省の見解としては、これは自治体が条例でお決めのことである、政府がとやかく言うことではないということで、厚労省は分かりましたということだったんですけれども、やろうと思えばできることはいろいろなことがある。

しかし、名寄せのシステムがまだ閉じています。僕は東京都の文京区に住んでいますけれども、例えば私が病気になって、今までであれば、文京区から杉並区の病院に入院したらデータは飛びません。いかに岩手県の遠野とか滋賀県の長浜のようなことをやっても、自治体とその域内の医療機関に限られています。従って、自治体間のデータ連携も必要になってきます。

そういうことをやるためには、今度のマイナンバーの機能を地方自治体での業務利用の拡大にやれば、これは使えるんです。その声は極めて自治体の多くの方から言われています。例えば、昨日お会いした飯泉嘉門徳島県知事も、早くマイナンバー制度を福祉、医療等に使えるようにしていただきたいということははっきりと仰っていました。今の法的な枠組みでは、まだ中途半端であると。もちろん今、廃案ですから、今後検討されるものに期待してということでしょうけれども、そういう声もあるということを会場の皆様にもご承知いただきたいと思います。

その情報システム基盤なんですけれども、かなりいろいろ工夫して、全自治体に対して9月の中旬に我々の委員会の検討結果を公表し、そしてご検討いただいております。これに基づいて、各システムの改修のための予算措置を補正予算で結構ですと。補正予算で組み上げてくださいということをお願いしていました。しかし、ご存じのように、臨時国会が閉会いたしまして廃案になりましたので、今ストップしていただいているということです。

特に重要なのは、各基幹システムをいじろうとは思わない。ここから取り出したデータ、これは文書ではなくてデータであると。データを中間サーバというものに集める。各基幹システムの文書の書式というのは、自治体ごとにそれぞれ固有なものがあります。これをこうしろなんていうのは何も言わない。そこから抽出したXMLという文書形式で、様々なソフトウェアで動く文書で拡張性の高いマークアップ・ランゲージというものがあるんですけれども、これで集めてくださいと。それは恐らくタグというものがあって、文書の形式を統一する必要がありますので、総務省で指示を出す必要があると考えて

おりますけれども、そこに集める。これは副本であると。原本では全くない。副本扱いでここに集めて政府から要請があった場合、例えば、税務的な文書をすぐに取りに行きたいというときは、すぐに中間サーバから情報連携基盤を通して政府に。政府から文書を貰わなきゃいけないというときも、この形式で今度は自治体に貰ってくるという形になります。

この回線網もインターネットではありません。かといって、専用回線でもありません。専用回線にするとコストがかさみ過ぎます。VPN（仮想専用回線網）というもので、基本的に通信様式はインターネットと同様のものを使いますが、途中で経由する、データ、パケットが動くサーバが必要なんですけれども、そのサーバは既にセキュリティの極めて高い、政府と自治体がこのサーバは通して良いというものだけを通っている。インターネットというのは、例えば私が向井さんにメールを出すときに、東京都内だけでも、混雑しているときはもっと空いたところを通っていくんですね。例えば、北海道を経由して向井さんのところに行くということも頻繁にあるわけです。そのときに中間にあるサーバはインターネットは指定できません。そうすると、悪意のあるサーバで網を張っている人がいて、そこでデータをコピーして悪用したりもできます。インターネットは危ないんです。従って、仮想専用回線網を敷いて、既に自治体間と総務省のデータのやりとりはそういう形になっていて、今までそういうハッキングとかアタックで被害を受けたことは1回もありません。それを他の業務、厚労省とか、国税とか地方税に関わるところにも拡張して使おうということで今回考えた。

それから、住基ネットの回線は現在、専用回線網ですけれども、これはコストがかかり過ぎます。従って、これは私の個人的意見でありますけれども、将来的にはVPNに切り替えるべきであると。同じ回線網で扱うべきであるというのが私の意見であり、総務省もそれに向けて検討をさせていただいている。ただ、総務省がその考えを固めたというわけではありません。そういう形で今検討を引き続きさせていただいているところです。

それから、カード。これは恐らく、対話のときにもご質問があるかもしれませんが、個人番号カードというのは、チップにまだ容量が空いています。しかも、個人番号カードの公的個人認証機能—データを暗号化して送信しちゃうというアプリなんですけれども、その機能は独立していて、それとは全く別容量で、別の格納庫がいくつも空いている。その1つの格納庫だけを使っているということになります。別の格納庫に他のアプリケーションを入れていただいてもいいですよ、というのが総務省の委員会の見解です。厚

労省は当初、あまり賛成してくだされませんでしたけれども、今年の夏ぐらいにはOKですということを総務省に言っていただきました。

これは、どういうことをOKだと言ったかといいますと、このカードに年金手帳機能、医療保険機能を入れていただいて結構です。それは、各自治体が条例をつくってください。条例のもとをつくれればおやりいただいても結構です。これは自治体の主権です。国がとやかく言うことではありません、ということになりました。

さらに、これも条例等で決めていただければ、地元の金融機関とのやりとりも、この機能を使って銀行カード機能を持たせていただいてもいいですよ。銀行との契約も必要ですし、議会でももちろん条例を成立させていただかなければいけませんけれども、やっていただいても結構です。というのは、現在、携帯を使ってインターネットバンキングでいろいろ払われています。それから、クレジットカード機能もそこで送信されて、携帯、スマートフォンでオークションなんかで物を買われている方がいらっしゃいますけれども、悪意のある事業者、これはアメリカとかヨーロッパ、中国にいっぱいいらっしゃいますが、日本でもいらっしゃるかもしれませんけれども、あのアプリ、何でもいい、これ、便利でタダだからと言ってダウンロードすると、それは勝手に動き出して、携帯電話の中に入っているご自身のクレジットカード番号とか、銀行の口座番号、暗唱コードを吸い上げていく悪意のある人たちはいっぱいいます。こんなものではダメです。だから、ID、パスワード方式を取る限りは、セキュリティなんか守れません。しかも、インターネットを使っていますから、行政がやっているのは仮想専用回線ではありません。ということとは、やられ放題になるんです。

そのやられ放題の環境でも強力な暗号化をやれば、これは守れます。データを盗っても何が書いてあるか、さっぱり分からないものになります。例えば、現在のRSA暗号、金融機関が内部で使っている2048ビット暗号というのは、スーパーコンピューター、神戸にある「京」を使うと一瞬にして解けますけれども、そのために動かす運用コストは、本当かなと思うんですが、公表されていますからそうなんですけれども、100億円ぐらいかかります。だけど、100億円かけて50万円盗んだって、しょうがありませんからね。そこまでの機能が必要なんですけれども、一番弱いのは事業者と市民の間のラインなんです。スカスカですから、ここのところを強化しないと危ないんです。このためにも、これは使えるでしょう、というのが我々の考え方です。もちろん、ここのところは暗号を使っていただいても良いですけれども。この個人番号カードで使って暗号化してデー

タを参照し合うというのは、公的個人認証を使っていただきますけれども、他の機能の認証、もちろん、自治体がお考えのものを別の用途では使われても良いということになります。

それから、わたしたち生活者のための「共通番号」推進協議会では、多くの自治体の首長の皆様の要請で、災害が起きたときに避難します。例えば、福島県の方々の多くが新潟とか甲府とか長野とか栃木とか埼玉とか、いろいろなところに避難されました。そのときにバーチャル自治体がないといけない。特に医療関係といいますか、補助関係ですね。医療情報そのものはまた別なんですけれども、手続きにかかることができなくなるんです。だって、もう自治体は潰れていますから。大槌町なんて、町長もお亡くなりになり、庁舎も潰れて機能を全くしない状態になりました。もし、そのときにバーチャルで自治体が存在するようにしていただければ、そこにアクセスすれば、全国に散らばって避難していても、ワンストップで大槌町の行政サービス・手続は全部受けられる。そのデータもすべて避難先の自治体にデータ転送されて、介護保険の手続なんかですぐにできると。行政が予算を執行できる体制に持っていく。そういうものが欲しいとおっしゃっているわけです。この番号制度を使えば、これができるんですと。

仙台市長は早く使わせてくださいということを仰っていましたよね。ものすごい苦労したと。長岡市長は現在の全国市長会会長でもあります、こういうものが欲しいんだということを仰っていました。やっぱり避難されている方々の生活を思うと、早くこういうものを使える環境にして欲しいんだということはすごく強調されています。我々も市長会の皆様のご意向を尊重して、どういうシステム案が必要かというのを検討させていただいているところです。

同時に、国会の議員の先生方、特に民主党の内部とか自民党の内部の方々、これは代表される方ではなくて、政府の執行部関係ではない方々が、コストがかかり過ぎるんじゃないかということを仰っていました。向井さんは今回、仰いませんでした。今、検討されていると思いますけれども、情報連携基盤関係で政府が負担するのは数百億円はかかるだろうと言われています。それから、自治体はシステムの改修が必要です。中間サーバを立ち上げたりしなければいけません。この費用はまだやってみないと分かりません。これは数千億円かかるかもしれません。

こうなると、やっぱり費用が重たいじゃないかということになるんですけれども、推進協議会ではコスト削減効果を試算しました。現在の法律の枠組みで考えると、廃案にな

りましたけれども、行政分野でのコスト削減効果は年間約3,000億円である。もし、医療機関との連携があれば、さらに年間、医療機関及び行政サイドの節約効果は6,000億円のコスト削減が可能だと見えています。

ただ、これを、今週ですけれども、日本を代表するようなお医者さんたちの前でお話ししましたら、「須藤さん、この見積もりは低過ぎるよ。今、重複診療と、それから医療事務がものすごい重複でなされている。1兆円、2兆円は軽く節約できますよ」という声をいただきました。「あなた方、相当控え目な試算していますね」と仰った。この削減効果は、これでも多いと言う方がいらっしゃいますから、専門の方々に言っていただくとありがたいです。やっぱりそのぐらい、1兆円、2兆円は軽くいくんですねという話を今週の2日前ぐらいにしました。従って、これは最低限である。もっと節約効果は出るということになります。

それから、引っ越しにかかる電気、水道、ガスの手続も官民連携でやれば、あと住所の書き替えですね。金融機関とか生命保険とか損保なんか、これも2,500億円の節約効果は必ず出る。併せて我々ではものすごい控え目の試算で、年間1兆1,500億円出ますから、仮に地方自治体のシステム改修で1兆円かかったとしても1年で回収できます。お医者さんたちの意見を入れれば、もっと効果が甚大であるということになるわけです。そこまで考えるべきではないだろうか。だから、国会で先生方がいろいろなことを仰っていますけれども、もう少しデータに基づいてお話ししていただきたいということを考えます。

それから、これは先月の下旬に発足したばかりですけれども、「ICT総合戦略」というのを総務省は企画しまして、省を挙げて、これを大規模に取り組むということで現在、動かれています。この会議には、大臣、副大臣、政務官、それから事務次官、主要局長、すべて出席されておりますけれども、そこで3つの分科会ができています。

1つはまちづくり推進で、ヨーロッパが現在取り組んでいるスマートシティ、都市インフラを考え直そう。特に、既に柏市はそのプロジェクトで補助金が出ていますけれども、この会議は岡素之住友商事相談役が座長をお務めになっています。

それから、私の方が生活資源対策会議、これはエネルギー問題です。特に、どうやったら省エネ構造をつくれるかということになります。それから、都市のごみからもう1回、レアアースなんかをどうやって回収して合理的に使うか。あるいは、下水道から発生するメタンを使って発電できないか。ハイデルベルク市が取り組んでいるように、近隣の森林の灌木材を使って、バイオマス発電、ドイツ最大のものを現在構築中で、原発1基分

ぐらいの発電能力を持つものですが、そういうものを例えば東北でつくれないとか、そういうような検討を進めています。

超高齢社会構想では、小宮山宏前東京大学総長が座長をなさって取り組まれています。この会議の席上で岡住友商事相談役も小宮山先生も、マイナンバーがあれば非常に有効に、これを機能させることができる、ということを強調されていました。岡住友商事相談役は、それを熱望すると仰いました。小宮山先生は、「廃案になってしまって政府に期待できない。政府が動かないんだったら、我々は自治体連合で番号管理をしてやるべきだ」ということまで仰いました。私はその番号制度に関わっていますのでノーコメントでしたけれども、皆さん、やっぱりいろいろお考えなんだと改めて思いました。

ここでもう終わりますけれども、国民健康保険、これは2020年を見てください。現在の税収よりもはるかに医療費にかかります。こんなもの、もつわけありません。そうなる、やはり医療の質を下げるしかありません。その前に我々ができることは、予防医療等をもっと充実させる。そのためにはデータが必要なんです。データを名寄せして、その人に合わせて健康管理をするようなまちづくりをすることが必要なんです。

全く別件でしたけれども、この前、千葉市長からお電話いただいてお話ししましたが、千葉市長はまちづくりに今すごいエネルギーを使おうとされています。その意味では、この番号制度をうまく使いたいとお考えだと思います。そういう新しいまちづくりをやらなきゃいけない。

高齢者はネットを使えないんじゃないかという声がありますが、このデータを見てください。今、60代の方でインターネットを使える人が急増しています。60%を超えました。70代でも42.6%になりました。このように、ネット環境に適応している高齢者がかなり増えているということもご理解いただきたいと思います。

それからもう1つ、上勝町。これは徳島県ですが、「葉っぱビジネス」と言われるものがあります。料理に乗せる笹とかもみじをとってきて収益を得る。この平均年齢は67歳です。元気でいていただくためには、生きがいとか社会的な意義を感じないとエネルギーが出てきません。それから、生命力も伸びません。こういうフレームワークをどうやってやるか。そのためのセーフティネットとして、予防医療、介護、それから在宅医療の体制をどうやって整えるか。その上でやりがいのあるまちづくりとかが必要です。徳島県の飯泉知事と先般お会いしたときも、我々はそういうセーフティネットを必要とするんだと。こういうものをどんどん進めたいけれども、そのバックボーンを整えてもいきたいと

いうことを仰っています。これを官民連携で、しかも、地域がかなり中心になって構想していかなければならないだろうと思います。

最後に、清水先生も懸念されていると思いますけれども、セキュリティは極めて重要です。サイバー攻撃、このように甚大なアタックを受けている国々はいっぱいあります。東京大学も今年アタックを受けて、その対応に右往左往しました。エストニアなんか有名ですけれども、ロシアが明らかにアタックをかけました。これはエストニアに居住するロシア人の暴動に呼応する形でサイバーアタックをロシアがかけてきて、全金融機関のシステムが壊滅しました。そのとき、エストニア政府はものすごいセキュリティの高いシステムと認証システム、暗号通信をちゃんとやる体制を取って守り切ったんです。

我々もこのシステムを動かすとなると、こういう対応はきちんとやらないといけないと考えます。その研究も現在、いろいろなところで官民学連携でやろうとしています。これは政府の財政出動も必要になると思いますので、法曹界も学問も連携して取り組まなければならないだろうと思います。

最後に一言言いますけれども、これから国会ではこの法案の再検討に入りますけれども、我々の声も聞いていただいて、より良いものにして、本当に地域社会の発展のためになるようにしていただきたいということを申し上げて、私の話を終わらせていただきます。どうも長時間、ご清聴ありがとうございました。

司会：須藤様、ありがとうございました。

それでは、ここで10分間の休憩に入らせていただきます。お席をお離れになる際には、貴重品はお持ちいただきますよう、お願いいたします。

それでは、お時間までご休憩ください。10分間ございます。

〔 休 憩 〕

（５）パネルディスカッション

司会：皆様、お待たせいたしました。ただいまよりパネルディスカッションを始めさせていただきます。

それでは、パネリストの皆様をご紹介します。詳しいプロフィールは、お手元の登壇者プロフィールをご覧ください。

先程、特別講演をいただきました、わたしたち生活者のための「共通番号」推進協議会主査、東京大学大学院教授、須藤修様。

日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員長、清水勉様。

千葉市長、熊谷俊人様。

熊谷：熊谷です。よろしくお願いいたします。

司会：千葉県税理士会制度部長、織本林太郎様。

織本：織本です。よろしくお願いいたします。

司会：番号制度創設推進本部事務局長、峰崎直樹内閣官房参与。

峰崎：よろしくお願いいたします。

司会：内閣官房社会保障改革担当室、向井治紀審議官。

向井：よろしくお願いいたします。

司会：そして、コーディネーターは、千葉日報社、大澤克之助取締役編集局長です。それでは、大澤編集局長、よろしくお願いいたします。

大澤：ただいまご紹介いただきました大澤です。本日は、このパネルディスカッションの進行役として議論を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、先程、政府側説明として向井さん、それから専門家の観点から須藤さんにご講演をいただきました。私は一国民、住民として聞いていて、確かに行政側のメリットはあるんだろうと。所得把握の向上、これは我々メディア業界で言うと、脱税や申告漏れをもっと強化するよ、ということだろうと思いますし、手続の簡素化、それも行政の効率化には大変役立つのかなと思いました。ただ、一方で情報漏えいというか、その辺が大変気になりました。千葉県内の自治体でも、先月、自治体の職員が情報を漏らすということで

逮捕された事案もありました。この辺、やはり本日ご出席された方々も不安を抱えているのではないかなと思います。

これからパネルディスカッションを始めますけれども、まず、まだご発言いただけないお三方から順次発言をしていただきたいと思います。

まず、千葉市長であります熊谷さんからよろしくお願いいたします。

熊谷：改めて、皆さん、こんにちは。千葉市長の熊谷です。今日は、この千葉市でマイナンバーシンポジウムが行われるということで、マイナンバーに関するメリットやデメリットや様々なことについて多くの方々の意識が深まっていくような、そういう契機になればなと思っております。私は、行政の現場を預かる立場から、身近な例も含めて申し上げていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

一応、立場としては、私は番号制度は導入した方が良いという立場であります。その内容等についてこれから申し上げますけれども、先程、須藤先生からいろいろなマイナンバーに関することはお話があったかと思いますが、私たち行政がやっていて何が辛いかと言いますと、障害者の方であったり、もしくは母子家庭の方であったり、父子家庭であったり、いろいろな方々に我々は福祉的なサービスを市町村独自のものとして様々やっているわけですが、そうした物事について、本来、そういうサービスを受けられる方々にしっかりと案内ができないわけです。市のホームページや市政だよりなど、もしくは関係の施設などで周知をするということが我々にはある種、限界になってしまうわけです。それは対象者に郵送とか、送ればいいのかと仰るかもしれませんが、すべての福祉制度について、対象者全員に郵便で案内をするというのは現実的ではないんです。ですから、我々とすれば、そういう市民1人1人と向き合うという意味でも、ある程度マイナンバーのような共通的な番号で紐付けをさせてもらわないとなかなか難しいところというのがまず1点としてあります。

ただ、私はもっと具体的に申し上げたいのは、3つ目に番号制度がないことによる行政の非効率の話で、これは一番分かりやすい例で申し上げると生活保護の問題があります。生活保護については、不正受給の問題というのが以前から指摘されていて、大体年間120億円以上が不正受給で、国民の税金がそちらに流れてしまっているということです。我々は、この生活保護行政を預かる現場として、そういう不正受給が起きないようにということでケースワーカーが日々、頑張っているわけです。

具体的には、生活保護を申請してきた方の申請に基づいて銀行口座とかにお金がないかを確認するし、もちろん、本人のお話だけを信じてダメですから、それぞれの銀行に本当に口座がないかというのを1件1件当たっているわけです。さらに言えば、土地や車といったものについても、探偵のようなことをして、かなりの労力をかけて不正受給を防ぐために日々、職員が携わっているわけです。土地のやりとりであったり、もしくは銀行の口座を作るときに、もし仮にマイナンバーというもので申請をするということになれば、マイナンバーで照会をかければ銀行口座や土地や車といった基本的な資産に対する確認をすることができるわけです。これだけでもかなりのケースワーカーの人数を削減することができるわけです。

全国でケースワーカーの数というのは1万4,000人とか1万5,000人ぐらいいるんです。その多くが、そうした受給に当たってのチェックにかなりの労力をやっているわけです。逆に言えば、本来の生活保護の方々のケアに十分エネルギーが届けられないような状況になっています。場合によっては、国の事業を使って、そうした方々の資産調査という、別の人まで雇っているような状況です。そういうものが仮に1割削減できたとするだけで毎年160億円ほど、国民の税金が浮くという形になります。

よくマイナンバーに関してはプライバシーの話がありますが、ここは私も十分配慮しなければいけないと思いますが、元々、生活保護を申請するに当たっては、そういう個人の資産等について、基本的には行政にすべてを明らかにするという、その前提、署名があって、生活保護というのは受給ができるわけです。当然、国民の税金を投入するわけですから、ですから、生活保護に関してだけ言っても、そういう資産を調査することができる。不正受給のすべてがなくなるわけではありませんけれども、それだけでも国民の税金を確実に軽減することができると思います。

それから、国民の利便性、福祉の向上という観点が私は一番大事だと思っています。先程申し上げた通り、我々は市民の皆様方に、本来であれば受けられるサービスをしっかりプッシュ型でお伝えし、そして場合によっては、不利益でないものは基本的にお支払いをしたいと思っています。例えば、子ども手当、今は児童手当ですけども、児童手当1つとっても、結局、受給していない方々というのが何%もいらっしゃるわけです。そうした方々に、「しっかりと支給できるはずなんですけれども、されてないのはどういうことなんですか？」というコンタクトを我々としては取っていきたい。そういう中で共通番号的なものがないと、これは民間と同じような、個々と向き合うような形と

いうのはできないと思っています。

ちょっと順番はあれですけども、私が申し上げているのは、そういう意味では本人同意を前提とした上で、民間の利用を考えていかなければいけないと思っています。例えば、民間利用といっても、何でも民間利用すれば良いと思っているわけではなくて、先程申し上げた通り、銀行ですとか、インフラ関係ですとか、もしくは医療といったところは、やはり連携を一部でもした方が良いと思っています。

分かりやすい例で申し上げますと、医療の例でいくと、例えば前に京都か何かで、てんかんの患者の方が運転免許証更新のときにてんかんであることを言わずに更新して、そして子供たちが犠牲になった事件がありました。あれは本来、医療と連携をしていれば、あんなことはなかったはずなんです。もちろん、警察が、その方がてんかんの患者かどうかを分かるというのは、これはプライバシー上、私はいけないと思います。

ですから、どうすればいいかというと、免許証の申請のときにはマイナンバーを届け出てもらって、警察の免許証センターの人が医療情報を読みについてマイナンバーを叩いたときにエラーが出ればいいんです。この方は医師の診断書を付けなければ運転免許証を普通に更新できない方だ、ということだけが出ればいいんです。あとは個人の方に「私たちは理由は分からないけれども、これは更新できない、何か医師のものを出示していただかなければいけないんじゃないのでしょうか？」と言えるだけでいいわけです。これはプライバシーに対して直接知り得る立場ではなくて、アタックをかけて、ゼロか1かのビットが返ってくればいい話なんです。元々、運転免許証を更新するときに、てんかんの方はちゃんとそれを言わなければいけない、医師の診断書を付けなければいけないという義務があるわけですけども、実際にはそれが本人の申請に基づいているが故にチェックできない。そういったものがあの事件以外にもたくさんあるわけです。そうしたものについてプライバシーに配慮した形で、私はできるところからやっていかないといけないと思います。

但し、これらのことは、私は最終的には行政の個人情報保護であったり、セキュリティ対策に対する意識をもっと抜本的に変えないとダメだと思っています。先程、船橋市のお話を大澤さんからご紹介いただきましたけれども、行政として、システムに入って、本来であれば市民の情報を知ることができる。特に、税なんていうのは究極の情報ですけども、それにアクセスができる状態のままで他人が触る、そうしたことを良しとする文化というものを変えていかない限り、私が申し上げてきた国民の利便性向上、福祉の向上に

つながるマイナンバーの活用というのはとても国民の理解を得られないと思っています。

そういう意味においては、まず公務員の意識を変えていかなければいけない。民間はセキュリティの対策が甘くて、個人情報を出してしまえば、その時点で会社の存続が危ぶまれるし、場合によっては公共関係からも受注ができなくなる。そういう危機感というもリスクを背中合わせにやっているわけですが、例えば、行政がああいう個人情報を流しちゃったとしても、の人口が激減するということはないわけですね。そういう部分から、いかに公務員の意識を上げていかなければいけないか。ここはやはり民間以上に意識をしていかなければいけない部分だと私はと思っています。

今、千葉市の場合は住民系システムの全面刷新をやっていますけれども、そのときには、それぞれの個人の認証をしっかりとできる操作を誰がやったのか、ログもどういうふうに取れるのか。そういうものをシステム的にも担保しなければいけませんし、同時に、操作するそのID、権限を持っている人たち全員にしっかりとセキュリティ研修をして、誓約書をちゃんと出してもらう。

誓約書を職員から取るんだという話は民間で言えば当たり前なんですけれども、私が最初、これを言ったときにどういう反応だったか。組合が反対するという話になったわけです。こういう発想でセキュリティに対する踏み込みを行政そのものが甘くやってきたから情報流出事件というのが止まらないし、国民に対して、市民に対して、しっかりと事情を言えないわけです。これは情報を預かっている限り、労働環境という世界を超えた当たり前の守らなければならない規範意識なんですけれども、私は、こういう辺りの公務員のアマチュア意識を変えない限り、ダメだと思っています。

今、千葉市はマイナンバーを活用して、市民に利便性の高いサービスを提供しようとしていますので、日本でセキュリティ意識が一番高い公務員でなければ、それをさせてもらうことはできないんだよということをずっと職員には言っていますし、場合によっては、先程申し上げたような具体的な対策を取っているというところがあります。それがなければ、正直言って、マイナンバーを使った利用拡大というのは難しいと思います。

ちょっと時間をオーバーしていますけれども、1点だけ。今のマイナンバーは、私は不満がいくつもあるんですけれども、特に大きいのは、これはICカードになっているんです。5年前とかならいうざ知らず、今から3年後とかですよ。ICカードというのはあまりに時代が古過ぎるんです。本来、3年後、日本が遅れて導入するのであれば、ICカードなんていう中途半端なものではなくて、生体認証であったりとか、セキュリティ的に

も、それから将来の技術発展の可能性がある、そういうものに本来はすべきだと私は思います。

ＩＣカードでは、全員に届けることがなかなか難しい。例えば市役所にマイナンバーカードを持ってこない方が手続に来られたと。では、マイナンバーカードを持ってください、便利ですからと言っても、年に１回か２回ぐらいしか手続に来ないような方にマイナンバーカードを手続してくれと、なかなか言えない。しかも、今のフローだと、マイナンバーカードの手続をやってもう１回区役所に来なきゃいけないんです。カードが届きましたから、来てください。そんなもので普及がどこまで上がるかというと、なかなか難しいと思います。住基カードの反省は、普及率が低ければ結局、新たな手続が増えただけで、ほとんど意味がないということなんです。

生体認証であれば、例えば、区役所とか市役所に手続に来たときに、そのまま生体認証登録ができて、そこで登録が完結できるものがなければ、正直言って、なかなかこれは難しいと思います。

ですから、私たち千葉市においては、ＩＣカードの交付の手続というのはもう少し実際に普及するやり方でなければいけないし、さらに言えば、ＩＣカードで本当に良いのかという議論を技術的にしないと、結果的に遅れたものを数千億円の金を払って導入することになるんじゃないのか？ということ、ＩＣカードにするかどうかというのは最終的には確定してないということですから、国民の税金の投入ですから、是非そこはしっかりとした議論をしていただきたいなと思っています。以上です。

大澤：ありがとうございました。推進の立場ということでありますけれども、さすが自治体のトップとして個別具体化、非常に分かりやすく問題点を指摘いただきました。

では、続いて税理士の立場から織本さん、よろしくお願いします。

織本：ただいまご紹介いただきました千葉県税理士会の織本と申します。よろしくお願いします。

私の方からは、税理士会の立場から税理士会がどのようなことを考えて、どういう意見を持っているかということ、日本税理士会連合会が作ったパワーポイントを使いながら説明させていただきたいと思います。私個人の意見も途中で入りますので、その辺よろしくお願いします。

日本税理士会連合会、日税連としては、番号制度の導入は所得把握に限界があるものの、課税漏れのない適正な申告などの実現に寄与すること。また、より公平・公正な社会、行政の効率化による国民の利便性の向上と制度導入の趣旨に賛同することを表明しています。ということで、基本的に税理士会は賛成をしております。

この辺飛ばしまして、各論、どういうことを言っているかに先に行かせてもらいます。1つは国民の利便に資することということで、社会システムを公平に運用し、行政を効率化させる基礎的なインフラとなる番号制度の構築を目指すべきということで、この辺は当たり前といいますか、書いてあることで、特に行政を効率化するようなものをつくってくださいということでございます。

次に、申告納税制度を補完する制度ということで、申告納税制度というのは皆さん聞き慣れないかもしれませんが、今の税法は申告納税制度。自ら申告して納税額を確定すると。申告納税制度は民主主義の基本でございますので、税理士会、あるいは税理士の立場からは、これを大事にしていきたい。これを補完し、または発展するために番号制度を使っていきたい、そういう趣旨でございます。

税理士会では税務分野及び社会保障分野（現金給付のみ）の利用とすること。まずは取り敢えずここから入っていただきたいということです。番号制度導入に当たり、どんなに万全の整備をしたとしても、当初予想しなかったような問題が発生する可能性は否定できません。そのため、まずは税務分野及び社会保障分野の利用とすることで発生する問題点を検証、解決しながら、時間をかけて制度を熟成させる必要があると考えますということで、ここからやっていっていただきたいということです。これが税理士会の主張です。

私としては、まず社会保障、税務だけから入るというのですが、これだけのために番号制度を使うのではちょっともったいないというか、これだけなら何もマイナンバーでなくてもできるんじゃないかと思っております。納税番号、これは税務行政の効率化には必要ですので良いんですが、これだけのためにマイナンバーまで入れるのはちょっともったいないなということで、もしこれでダメだったら大変だなと。これは全く個人的な心配をしているわけでございますけれども、頑張っていきたいと、そう思っております。

目的外使用はしないことということで、今回の法律ではこういうふうになっておると思いますので、この辺は問題ないのかなと。

それと、現行の法定調書の範囲で開始しましょうと。これも税の番号ですね。この辺からやっていけばいいと。これは同じようなお話でございます。

次は、番号には新たな番号を利用すること。これは、法律はこの通りになっていると思います。

それから、情報管理について万全の措置を図ること。これは当たり前のことでございます。番号に係る個人情報の分散管理、これは先程、お話もあった通り、技術的には問題ないんじゃないかと私は思っております。あと、国民自らが情報活用をコントロール可能ということなんですが、今、熊谷市長が仰いましたが、ＩＣカードで管理した場合、ＩＣカードを紛失してしまったら大丈夫なのかなと、私はこれを一番心配しているんですね。もちろん、暗証番号がありますけれども、暗証番号も簡単なものを付けちゃうと見られちゃうので、ＩＣカードをもし紛失したときに見られちゃったら、すべての情報が全部漏れてしまうということで、私はこれが一番心配というか、１つに全部集めちゃっていいのかなと。そこが私個人の心配です。先程、須藤先生がデンマークのペルソナですか。あれも素晴らしく良いと思うんですが、あれはＩＣカードを落としちゃったら全部流れちゃうことになっちゃう。私、個人的にはそこが一番心配しているところです。

それと、付番対象を追加すること。これも今度の法律に入っていると思います。要するに住民基本台帳を基本にしますが、納税義務のある方はそれだけではないよ、ということです。ですから、納税義務のある方には付けていただかないと、当然、課税の公平性できませんから、お願いしますということです。

それから、税務手続の効率化を図ることです。この辺は良いんですが、例えば一番上の国税、地方税の右、番号制度導入で共通している申告・申請等の手続は重複を排除と書いてあるんですが、私の考えをちょっと言わせていただくと、これは番号制度の問題ではないんじゃないかと。番号制度ではなくたって、どんどんやっていただきたいなということです。

もっと具体的に言えば、例えば、我々は法人税の申告をやりますが、法人税、県民税、市民税は１つのソフトでつくっちゃうんです。それをまた３つに分けて、それぞれ出していく。電子申告するときも、それぞれ３つやらなきゃいけない。これはやっている方としては実にばからしいなと思っております、この辺は番号制度の問題じゃなくて、是非お願いしたいなということでございます。

あとＩＣカード、マイ・ポータルを整備すること。これは計画といいますか、入っておりますけれども、ここで気になっているのは、私の意見ですが、右の上に、自己の番号に係る個人情報へのアクセス記録。アクセス記録が見られるということで、警察とか税務

署が入っているのでしょうか。実はどうもアクセス記録の例外があるみたいなので、この辺は例外なくして欲しいなと、これは私個人の意見でございます。

あと、ＩＣカードに番号を例外なく記載することとなっておりますが、明示される番号は氏名と同じで可視化の必要性和書いてあるんですけれども、この辺もどうかなと私自身は思っております。韓国とか米国は成りすましが出て、そういうものがたくさんあるというお話ですので、この番号がここに書かれているのは、どうも成りすましの危険が大きいんじゃないかと。私はネットで見た情報なので正しいかどうかちょっと分からないんですが、韓国では、番号を表示するのをやめようという動きになっていると見たので、そうかなと思っております。

あと、中小企業の事務負担を配慮すること。マイナンバーができますと、中小企業者はみんな番号取扱事業者になります。要するに、給料を払うときには、番号を全部従業員から貰わなきゃいけない。そうすると、どうしてもデータベースをつくってしまいますし、このデータベースを管理しなきゃいけないということで、その管理はどうやっていこうかなと。それを私はちょっと心配しております。一応、利便性と安全性のバランスを図ることと書いてありますけれども、どう図るかというのは書いてないんですけれども、その辺、私個人としては心配でございます。

あと、税理士の立場を明確にすること。これは税理士会ですから、ちょっと言わせていただきたいということで、二重税理士の排除。それから、マイ・ポータル上の納税者の情報。もちろん権限をいただくんですが、税理士代理人がそれで見られるようにして欲しいというのが税理士会の意見なんです。ただ、実は私、ここは反対といいますか、いくら代理があったってあまり見たくないよと。マイ・ポータルをちゃんとできれば、本人から貰えばいいので、代理人が見る必要もないんじゃないかと、私は個人的にそう思っております。以上でございます。ありがとうございました。

大澤：ありがとうございました。織本さんのご意見も税理士会としては賛成だけれども、やっぱりセキュリティには注意しなければいけないということですかね。

織本：基本的には賛成なんですが、セキュリティが心配だなというのが私の個人的な意見でございます。

大澤：ありがとうございました。

では、弁護士のお立場から清水さん、よろしくお願いします。

清水：弁護士の清水です。今まで出てきた意見の総ざらいということでもないんですけれども、今まで指摘された利便性ですとか問題点で、ほとんど否定するところはないんですが、1つ言うと、果たしてそれは共通番号制で解決する問題ですか？と感じるところです。共通番号制を採用すれば、あれもこれもうまくいくという問題ではなくて、税理士の先生からもあったように、行政の効率化は共通番号制がないとできないという問題ではなくて、むしろ行政の肥大化というのはそれ以前の実情の方に問題があるわけでありまして、そこに目を向けないで共通番号制が実現すればうまくいくというのは幻想ではないかと思います。

メリットとしては、いろいろなことがありますよ、と説明されていますので、むしろ、どういう問題があるかということと同時に考えて、そもそもこういう制度ではなくて、他の制度も考えた方が良くないんじゃないかということも視野に入れた方が良くないと思います。

熊谷市長の話というのは結局、番号制の話ではなくなっていて、個人認証のあり方はどうあるべきかという非常に根本的な問題でありまして、日弁連でも議論しているようなところで、国会議員の間でも、そういった議論が出ています。海外でも、生体認証の方が良くないんじゃないかという意見もありますし、また、全く逆に、認証のあり方をもっとバラバラにした方が良くないのではないかという考え方もあります。

新聞・通信社は、ということで書きましたけれども、法案が出るずっと前から一貫して賛成していました。私のところに取材に来る記者の方は、間違いなく、「先生、反対派ですよ」と言われて、「うちの社としては賛成の社論とかを書いているんですけども」ということなんですけども、法律家から見ると、法案が具体性を持っていないところで賛成を言っているというのは思考停止ではないかと思います。

政府の意見が出てきているので、それを時間を追って説明していきたいと思います。まず、中間とりまとめ（2010年6月）に、番号制の利用範囲としてドイツ型、アメリカ型、スウェーデン型というものを簡単に紹介して、今日の政府資料にも出ていますけれども、こういった分類をして、どれが良いんでしょうね？というような感じで出ているわけですけども、翌月に、詳しい説明抜きでどれが良いですか？というパブリックコメント

を出していました。これには148件の意見が集まって、スウェーデン型70件、アメリカ型33件、ドイツ型17件という賛成が集まりまして、日弁連は選択肢にないその他は選択できないという意見を出しました。

次に中間整理ですけれども、2010年の12月、パブコメを受けて、これを見ると、スウェーデン型が多かったからなのか、アメリカ型がそれほど多くなくてドイツ型が少ないから分かりませんけれども、番号制度の導入に向けてというふうに、ここで向いてしまっています。このような番号制度は諸外国の多くで導入されていると言いながら、具体的な内容は紹介していません。

スウェーデンは理想郷かということなのですが、パブコメでは断トツでスウェーデン型が良いんですけれども、私の隣にいらっしゃる須藤先生と先程ちょっと話をしたんですけれども、スウェーデンというのはなかなか厳しいところなんだよねと。端的に言うと、そういう話なんです。ここに対する問題意識としまして、これはつい最近、朝日新聞に出ていた記事で、中村秀一さん、この共通番号制の問題についても中心的な役割を果たしている方ですけれども、この記事は後で読んでいただければ分かるんですけれども、実は私はここに書かれている問題意識にほとんど同意をします。スウェーデンをあたかも理想郷のように考えて、あの国のような番号制が良いんじゃないかという直結した考え方は違いますし、番号制で解決できる問題とそうでないものを何で解決すべきかというのは様々考えなくてはいけなくて、この中村さんの文書の中には、背景として、いろんな問題がありますということを書いています。ですので、日本の場合は日本の実情に合わせた問題意識をきちんと持って対応していかなければいけないんだろうと思います。

共通番号にできることということで、中間報告では「正確な所得情報の捕捉」と書いてありまして、これはマスコミが賛成する根拠として、ずっと今現在も書いてきているところですが、それが2011年の大綱案では、「より正確な所得情報の捕捉」と表現が変わっています。これは当然のことながら内容も変わっています。「より正確な」というのは、「わずかでもより正確になればいい」という、全く違う意味になってしまいます。その大きな差というのは分かっていただけるかと思います。

マイナンバー法案を見ると、法律の目的はといいますと、行政機関等が効率的な情報の管理及び利用、迅速な情報の授受、国民が手続の簡素化による負担の軽減及び本人確認の簡易な手段を得られる。この法律の目的を読んで、誰もが共通するイメージをこの制度に持つことができるかとなると、これはほとんど持てないのではないかと。この制度をどう

いうふうに充実、発展させていくかということについての具体的なイメージが持てない法律というのは、どんなふうに進展してしまうのかを危惧するところがあります。それから、ここには社会保障と税の一体改革のためということは書かれていません。

第三者機関による監督ですけれども、特定個人情報の取扱いの適正の確保ですから、ここに書かれているのが権限なんです、指導・助言、勧告・命令、報告・立入検査などがあるんですけれども、適用除外として、刑事事件の捜査や租税犯則事件の調査などについては、こういった指導・助言、勧告・命令、報告・立入検査などの対象にはなっていません。また、マイ・ポータルからのチェックの場合にも、このところは確認できません。ですので、そういった制度で良いのかということは、この制度全体に関わる問題として考える必要があると思います。

共通番号制以前の議論が必要なんだろうと思っています。税制の現状の問題点と改善すべき点は何か、社会保障の現状の問題点と改善すべき点は何か、どのように変えるか、誰がどのような覚悟をすべきなのか、どのような共通番号制が有効に使えるのか、というところの議論をきちんとしたいと思います。

プライバシー保護に関しては、共通番号は個人識別情報ですが、住民票コードと共通番号の違いとして、秘密性、変更可能性。つまり、住民票コードは秘密でしたけれども、共通番号は秘密ではありません。住民票コードは変更できますけれども、共通番号は変えることはできません。これは他人に利用される危険性としては雲泥の差があるのではないかという気がします。プライバシーは気にしないというところまでまとめることは難しいと思いますので、この辺りをどう調整するかという課題があります。

共通番号制の費用対効果ですけれども、推進協議会の方の説明が若干ありましたけれども、あの数字の根拠というの、きちんとホームページに出して議論していただいて、もっとプラスがあると。そんなんじゃないだろうというのをもっと活発に議論した方が良いのかなと思います。あの数字だけ出されても、それを信じる人は信じるけれども、信じない人は信じないというのでは意味がないので、当然のことながら厳密な意味での数字にはなっていないと思うんですけれども、算定根拠はこうなっていますという説明をした方が、他の人がプラスについてもマイナスについても意見を言いやすいのではないかと思います。少なくとも国の方については、この費用対効果についての説明というのはなされていませんし、これは現実問題としてはできません。

と申しますのは、特に厚労省の事業が、これはどこまで広がっていくのかということ

が今全く見えない状況の中で費用対効果を出すというのは、現実問題、ちょっとできないんだろうと思います。そうした場合に、そこにどれだけの費用をかけるかということを国民的には決断をしなければいけないというのが現状だと思います。

特に今回の場合、この制度は法定受託事務です。住基ネットは市町村の自治事務でしたけれども、法定受託事務ですので、住基ネットをそのまま共通番号制の仕組みのところに使うということではできません。少なくとも法制度としては別物になります。そうしますと、市町村に独自の道を歩ませない制度ですから、住基ネットに参加しませんというのは、その自治体の費用対効果として無理だということで参加しないというのは理論的には可能なんですけれども、法定受託事務の場合には、それはあり得ません。

また、国等による違法確認訴訟制度というものが今年の地方自治法の改正で実現できましたので、直接強制はできないまでも、国が自治体を訴えるという新しい仕組みが地方自治法でできています。推進協議会にも、県や市の首長会は参加しているんですけれども、町村長の会は参加していないというところから、経済的、財政的に弱いところはこの仕組みにちょっと及び腰になっているのかなと。それは今現在でも非常に様々な事業をやらなければいけない中で、また、この仕事を押し付けられて、自分たちにどれだけの負担がかかるのかということを明確にしてもらわないと、恐らく自治体としてパンクしてしまうのではないかと。この制度の場合、住基ネット以上に様々な事業を具体的に展開していく必要が出てきます。社会保障の面では特に出てきますので、この部分は明確にしておかないと、ものすごい仕事の量が多い割には国から降りてくるお金は少ないというような問題が起こってしまうのではないかと思います。この制度の一番の先端にいるのは市町村ですから、市町村が仕事がやりやすいことと、財政的に負担がかかることにならないように、この部分は最低限必要だろうと思います。ありがとうございました。

大澤：ありがとうございました。まず、日弁連としては、マイナンバー法は時期尚早であり、目的もよく分からない、非常に不安であり、問題だという認識でよろしいでしょうか。

清水：私は、それぞれの方の言われた意見は分かるんですけれども、共通番号制で解決する問題、つまり、国全体の仕組みとして解決する問題なのか、ローカルな地域の経済圏としてつくればいいのかと。例えば、住民票コードのときも、これ以前に長野県内でも静岡

県内でも一定の経済圏の中で共通番号をつくるという仕組みは進んでいたんです。それが住基ネットが出てくることでやめになったといういきさつがあるんですが、むしろ一定の経済圏ごとに番号制というものをつくっていくような形であれば、現場の自治体や住民が必要としているものからつくっていくというような仕組みであれば、かなり合意が取りやすいと思うんですけれども、国の方で全国一律につくるからというつくり方そのものが、うちの自治体は要らないとか、うちの自治体はこうやって欲しいというところの柔軟性を欠くところもありますので、その意味で成長性をあまり期待できない制度かなという意味でも問題があるんだろうと思います。

大澤：その辺、向井さん、政府としてどうお考えでしょうか。

向井：マイナンバー制度の対象の社会保障と税、それらの中には、国税のように、国全体でやらなければいけないもの、あと、地方税はそれぞれ地方でやっておりますけれども、1つは、地域間の移動というのは結構頻繁に起こっているということ。それから、社会保障の中でも、実施は市町村でやっている福祉制度なんかもございますけれども、制度そのものは国一律でやっているものがかなり多数、基本的にはそうなっていること。

それからもう1つ、地方独自の制度というのは多数ございます。特に福祉の制度がございまして、それらは地方の条例でこのマイナンバーを利用することが可能となっていると。法定受託事務とはいえ、条例でできることはかなりできるような仕組みになっているという意味の柔軟性はあるのではないかと考えています。

大澤：先程、熊谷市長が指摘された生体認証については、検討の余地はどうでしょうか。

向井：ＩＣカードの話は国会の民主党の中でも、自民党の中でも、公明党の中でも賛否両論あります。それぞれの党の中でも賛否両輪ありますし、一方でＩＣカードという場合に場面を2つ考えていただく必要がある。1つは対面。例えば、税で何らかの講演料をもらいましたと。領収書を書くときに、ついでに番号を書いてちょうだい、という話のときの対面で本人と番号を確認する場合。それともう1つは、ネットにログインする場合の番号、ＩＣカード。ネットにログインする場合、例えば、マイ・ポータルで自分の情報を取る場合のＩＣカード。その2つの場面があるだろうと。対面でやる場合には、写真と番号

が目に見える形である必要があるのではないかとということが1つあります。それからもう1つ、ネットでやる場合については、さらにもっと柔軟に考えることもできるのではないかと。ICカード以外にも、スマートフォンでできることもありますでしょうし、生体認証という考え方もあるでしょうと。

そういう意味で、法案では1つに絞らずに、ICカードその他政令で定めるとなっておりまして、柔軟性は持たせてあるということです。ただ、生体認証なんかにつきましては、一方でプライバシーに影響するという意味で反対する意見もかなりあるということは事実です。

大澤：ここまでの発言を聞かれて、須藤さん、専門家の立場からいかがでしょうか。

須藤：カードについて言っておきますけれども、総務省の検討も、個人的意見で私は向井さんの意見に近いし、総務省の人たちもそういう意見の方もかなりいらっしゃいます。代替的な格納媒体を考えなきゃいけないんですけれども、スマートフォンというのは普及とかを考えると今一番良いということなんですけれども、残念ながら、先程申し上げましたように、スマートフォンほどセキュリティに弱い媒体はありません。アプリをいっぱい入れますから、そこにスパイウェアがいっぱい入ります。

将来的には媒体としてスマートフォンは重要になると思いますけれども、その前に相当セキュリティの研究をして、そこに実装しないといけないということになります。

それから、生体認証ですけれども、これについても私の仲間の技術者たちが全国で活動しておりまして、多くの首長の方々にかなり同意を取っていただいております。特に、遺伝子なんていうのを使うというのは究極のものになると思いますけれども、今のレベルでは、そこまでのものを使うのは問題があるので、顔写真の組み合わせで、自分が選んだ写真で、これは一種の簡易な生体認証ですね。それでやる。

特に、災害が起きたとき、避難所で本人確認のときに使えるとか、それは千葉市長にもご賛同いただいておりますし、政府の方々にもご賛同いただいているものがありますけれども、まだこれを動かすのはいろいろなご意見があって、それに予算投入するための前がかりの作業というのがたくさん必要になっていて、とてもまだそこまではいかないというのが現状だと思います。

それから、先程、大澤さんからの質問で日弁連の意見です。今、清水先生が仰ったの

と全く同じご主張を日弁連・荒事務総長からお聞きしました。その通りだろうと思います。場合によっては、元東大総長の小宮山先生、現在は三菱総研理事長ですけれども、意外と近いのかもしれないですね。「政府でやらなくていいじゃないか、ネットワークでコミュニティでやっちゃえよ」みたいなことはよく仰っています。今の状況であれば、政府は頼りにならんという言い方なのかもしれないです。それから、荒事務総長は僕の前で、「政府は信用できない」と仰いました。「それよりは、もっと我々が地域社会で信用できる人でやった方が良くないじゃないですか」ということを僕と北川元三重県知事に仰って、僕と北川先生は、「でも、政府を信用するしかありません」と言ったら、「そこは決定的な相違ですね」と荒事務総長は仰いました。

そのときに仰ったのは、清水先生もスライドに書かれていますけれども、法規に「税と社会保障の一体改革のため」と書いてないんです。「本当に信用するんですか、これは納税者番号でしょう」と仰るんです。「本当に政府は社会保障のために使う気あるんですか。だから、我々は信用できないんです」と仰った。恐らく、小宮山さんもそうお考えだと思うんです。そこら辺は推進協議会の方にはっきりさせてもらいたいと思います。

大澤：ありがとうございます。熊谷市長、日弁連からは市町村にとってメリットがあるのかという指摘もありました。ここまでの皆様の発言を聞いていて、どうでしょうか。

熊谷：我々は、やっぱり日々、住民と向き合ってシステムを扱っている側とすれば、ユーザーIDというものは必要だと思います。私は民間でも働いてきましたけれども、お客様IDというものがなくて、個々のサービスIDで管理するというのは、かなり非効率的ですし、その分、システムの間で読みにいくコストを最初に国民が負担しなきゃいけないというのが大きなポイントだと思います。

それから、地域で管理というのがあったんですけれども、やっぱりこれは国でやらないと、結局、例えば首都圏でやったとしても、首都圏の外から転出、転入したときには全くメリットが出ないということになります。そうすると、国民の税金を投入して作る非効率さが何も解消しないので、やっぱりこれは日本全体でやらなければいけないと思います。

最初のときに生活保護の話を申し上げましたけれども、結局、これは国民がどちらを取るかだと思うわけです。先程申し上げた通り、ケースワーカーだけでもすごい人数をか

けて、それで探偵のように調べているわけです。例えばこの前、我々は不正受給で数千万円の損害賠償請求をやったんですけれども、それというのは、銀行に見に行って名前と住所しか分からないわけです。名前と住所で口座があるかということを各銀行に聞くわけですね。生活保護法の見直しの中で本店一括照会というのができるようになって、今はみずほ銀行に問い合わせれば、みずほ銀行の各支店が持っているその人の口座というのが分かるようになりましたけれども、それまでは各支店ごとにやっていたわけです。全国に無数にありますから。それが本店照会だったとしても、それぞれに照会をかけなきゃいけない。

さらに問題は、そうはいても、名前と住所で突合をかけますから、住所を何回も変えて、昔の住所の口座で不正受給されちゃうと、摺むのはかなり困難なんですよ。そういう意味で、一意の番号がある・ないというのは、それは行政の事務効率として全く桁が変わってくる世界です。そういうことによる国民の税金が別の社会保障なり何なりに変わっていく、それを取るのか。しかし、やはりそうは言っても漠然とした不安と、それからプライバシーに対する懸念というのを取るかだと思うんです。確かに、清水さんが仰った通り、これは国家もしくは国民として、どのようなスタンスに立つのかというのと不可分の話だと思っているので、行政と国民の関係性を我が国はどのラインでやるのかということの議論をこういう機会にやっていかないと、総論賛成けれども、同床異夢だったみたいな話というのは出てくるんじゃないのかなと思っています。

大澤：ありがとうございました。

では織本さん、ここまでの話を聞いていかがでしょうか。

織本：はい、なかなか難しいといえますか、私は不安が先に立つ方でございまして、私は税理士ですから、税務の現場から見れば、税務に関して、やはりある程度、番号を付けていかないといけないんじゃないかと。それは思っておるんですけれども、全体的に付けてしまうのは私は問題だということで、税務に関しては、例えば今、確定申告をやっている人は2,000万人いるんです。国民5人に1人は確定申告をしている。半分は還付申告ですけれども、その方は番号がないかといえ、実は整理番号という形で全部番号が付いている。税務署の中では番号管理しているよと。それから、給与を貰っている方は給与支払報告書、これは1月末に市の方に出しますけれども、そこにはもちろん番号が入っている。

どういう番号かというと、これは特別徴収義務者番号。私の事務所の番号があって、それに番号がぶら下がっている。要は、番号で管理されていますから、この辺はある程度、調整していけば、かなり合理化はいくんじゃないかと。これだけでもね。だから、マイナンバーまでいなくても、もっと簡単にできることは私はあるんじゃないかと思っています。そういう感じです。

大澤：ありがとうございました。

清水：生活保護の不正受給の件なんですけれども、多分、自治体で最初に裁判をやった仕掛人って、私なんです。現場で生活保護のところでは、もちろん救ってやらなきゃいけない人がたくさんいる反面、不正受給がかなりあって、私自身も不正受給している人を一般の民事裁判で相手にしたことがあります。如何にも高そうな外車で裁判所にやってくるのです。服装などからしてもかなり豪勢な生活しているだろうに何で生活保護を受けているんだろうと不思議に思ったことがありました。

自治体の生活保護の窓口のところに行くと、職員の方は悪戦苦闘しているというのが見えます。他方で日弁連としても、不当な受付拒否という問題もあって取り組んでいるんです。

ですので、市長が言われた不正受給の不正とは何かというところが1つ問題で、弁護士の方に相談に来るケースの場合には、間違いなく資産状況を全部調べた上で受付をさせるので、こういう問題は起こり得ないんです。ただ、弁護士会のところに来ないと、今まで既にたくさんの受給者がいるので、うちの自治体はいっぱいいっぱいだから困るとなってしまうって不当拒絶の問題というのもあるんです。そうすると、不正受給をなくすために資産状況を把握できるようになるというのは、これは当然、必要な仕組みなんだけれども、1つの方法として、不正受給をなくすために、川崎市とか横浜市では窓口のところに警察官OBを立たせるというやり方をしていますけれども、むしろ弁護士会などが入口としてチェックをする形にすれば、担当弁護士がチェックをしてくれますから自治体窓口の負担はかなり小さくなるのではないのでしょうか。それが窓口で異常に厳しくチェックされ、窓口のところに警察官OBが立っているというのでは、如何にも拒否しているという感じになって、本来受給できるはずの人ができなくなるみたいなことにならないでしょうか。それはあってはいけないことです。不正受給の実態は知事よりも市長の方がまだ見え

ていると思いますし、私はそういう訴訟もやったことがあるので分かるだけに、その辺りのことを一般の人に知ってもらって、どういう解決をするのが良いのか考えるべきです。

熊谷：まさに仰る通りでして、僕らは不当に拒否するというのは絶対あってはならないと思っています。ただ一方で、今回、一番の問題は、やっぱり申請主義なんですよ。国民の義務であったとしても、それを調査する術というのがなかなかない。最終的に本人の申請に基づかざるを得ないので、場合によっては不正受給を恐れるがあまり、もしくは本人の申請が信じられないという中で、拒否をしているというよりは、受給までの決定ができないというのは、確かに事例としてはあるんですよ。

私とすれば、そこの部分だけは道を開いてもらって、不正受給の定義をしっかりとした上でですけども、できれば、行政の人間が手間とか、もしくは、そういうものの中でいわゆる生活保護を不当に拒否する事案というのは逆になくなってくるし、それからケースワーカーの資産調査で追われている業務が軽減されることは、本来、その人たちの就労支援がケースワーカーの仕事なんですが、今、もはや財産調査というか、探偵みみたいな仕事がメインになっちゃっているところを変えていくためには、1つの分かりやすい事例として、これだけではないんですけども、そういう側面はあるということをご理解をしていただければありがたいなと。我々は本当に現場で悪戦苦闘しています。

峰崎：ちょっとよろしいですか。

大澤：ありがとうございました。パネリストの皆さん、まだまだたくさんご発言をいただきたいんですけども、時間的にいって、峰崎さんに一番最後に。

峰崎：先程、何のためにこれを入れるのかというお話がありましたかと…。

大澤：それも含めてお願いします。

峰崎：清水さんのご指摘のところで、これはツールとして入れているわけで、目的というところに社会保障、税の問題なんか入っていないじゃないかということなんです。例えば、私たちは税の問題でも所得をきちんと把握していこうということを考えています。こ

れは、もちろん完璧にはできませんよということは仰る通りです。ただ、申告所得税の実効税率の最高が28%で、これは1億円前後で留まって、あとはぐっと下がっていくという図をよく日弁連の方が出されましたよね。銀行の所得の問題もそうですけれども、あれは金融所得が分離されていて、さらにその中で証券税制が10%と非常に低い税率であると。こういう不公平さをなくさなきゃいけないよと。

それをやるためには、実は番号をどう使っていくかというときに、やはり預金通帳を作るときにはマイナンバーを使わなきゃいけないということは、やがては入れなきゃいけないと思っているんです。そういうことを進めていくことによって、これは使われていくし、そして、やがてはそういう所得情報のより正確な把握に近づいていく。

これが海外取引にはどうなんだとか、現金取引でどうなんだといったところは、もちろん完璧ではないというのは隣の韓国を見てもそうなのです。しかし、国民から見て、例えば、マイナンバーを入れたときに、ダブってお母さんを扶養控除に入れていることをなくすといった効果があります。アメリカなんかでも番号を入れて税に利用したときに、実は600万件もダブって扶養控除を適用していたという事例が出てきているわけです。そういう牽制効果も含めて、私はこういうものを入れる意味が非常に大きいし、それが土台になって社会がつくられていくのではないだろうかなと思います。そういう意味での目的規定の中には入っていないんだけど、社会保障にせよ、何にせよ、私たちの生活の基本をなしている所得をできる限り正確に掴んでいくということの重要性がありますので、これを番号制度によって進めていきたいということなんです。

清水：イメージは対立していないんですよ、ついでに言うと。法律の中に書いていないものだから。

峰崎：はい、イメージは対立していないですね。

（6）参加者との意見交換・質疑応答「国民対話」

大澤：ありがとうございました。まだまだパネリストの皆様方から個別なご発言、ご意見をいただきたいんですけども、今日の大きな目的の1つが「国民対話」というか、出席者の皆様からお話をお伺いすることになっています。

私、ここまで聞いてみて、やっぱり意見がたくさんあるものだなと。もちろん、賛成

の方の方が多いけれども、賛成の方でも条件付きというのがある。そういうことはこれから重く受け止めなければいけないんじゃないかなと思いました。

それでは、一般からの質疑応答をいたします。真っ先に手を挙げられた3番目の女性の方、どうぞ。発言に当たっては、どんな方々が発言されたか、意見を仰ったかということで、できればお名前と肩書、ご職業をお願いしたいと思います。

発言者①：私は船橋からまいりました。話題の船橋です。失業中なので、職業はありません。私は、この番号制度に絶対反対なんです。なぜかという、政府が個人情報を一元管理するということに非常に問題を感じます。熊谷市長が仰ったように、地方自治体とか地域が社会福祉のために番号で把握するということについては考えられますけれども、政府を信用してはいけないということを私たちは学びました。

そして、いくらコストがかかるかということについて、責任者の方がやってみなければ分からないということだったのですが、政府として数百億円、地方自治体は数千万円から1兆円と仰いましたけれども、ハッ場ダムを見ても、それでは済まなかったわけで、しかもセキュリティの問題があります。個人情報は、ただでさえ漏れています。成りすましという問題が、この番号制がなくなつて、非常に多く被害があるわけですね。そのセキュリティについて万全を期すと仰いましたけれども、安全ということはありません。絶対にない。安全神話というものはないんだということを私たちは学びました。

ですから、こんなにコストがかかって、先程の生活保護の問題でも、あと株式に対する配当とか、海外資産とか、全然把握できてないわけです。それで所得を正確に把握して税金をかけることができるのかどうか。私は、それは番号制度をつくれればすべてが解決するという問題ではなくて、税制を変えなきゃいけない、社会保障のシステムを変えなきゃいけない。別の問題であると思います。

民主党の政権でさえ、何でこんなに国民番号制度を推進しようとしているのかな。何だか、とってもきな臭いものを感じてしまいます。IT企業とか、NTTとか、これをやったら儲かるだろうなというところは大企業でたくさんあります。やっぱり疑っちゃいますよね。ですから、これはパネリストの方たちもいろいろ仰ったように、問題がとっても大きいので、新しい政権ができたから推進されるだろうではなくて、今日で終わりではなくて、広くちゃんと国民に情報開示をして、コストだっていくらかかるのか。ちゃんと積み上げて、これだけのコストがかかりますということを情報公開をして、その上で投げか

けて欲しいなと思います。

大澤：ありがとうございました。これについては、まず向井さんから、コストの辺はどうでしょうか。

向井：コストにつきましては、中央政府の平成24年度予算ベースでいきますと、基幹的なシステムに約500億円、プラス、国の例えば年金とか税、それから地方のシステム改修費がかかります。そのやり方もいろいろありまして、ここのところは情報の関係の政府C I Oというので今、揉んでいるところですが、それによりますと、システムのつくり方をより統合化することによりまして、多分、国のシステムはその半分ぐらい。国のシステム400億円というのは大体200億円ぐらいでできるのではないかという目途が付いてきております。地方の改修につきましては、今のところ、どういうふうな情報を具体的にやるのかというのを詰めてから積算する必要がありますので、ピンポイントで数字を申し上げることはできませんけれども、2,000億円を超えることはないんじゃないかなという感じはしております。

須藤：すみません、自治体の改修の費用に関するところは私が。

大澤：それではどうぞ。

須藤：何で明確にできないかという、いい加減なことを言えないから明確にできないんですけれども、まず政府から法令が出てきて、それに基づいて総務省側でシステム構成案、原案を書いています。それを自治体側に渡しました。但し、このときに財務省、総務省側はかなり綿密に考えていますので、システム構成は明らかですけれども、残念ながら厚労省がどういうサービスをやるか、社会保障の体制をどうするかというのをちゃんと出してくれてないんです。従って、厳格なシステム設計が書けないんです。その上で、法案がもし臨時国会で通ったらスケジュールが決まっていますから、動かさなきゃいけない。各自治体に見積もりを取ってくださいということを要請しました。内閣官房でも、同じくアンケートを取って見積もりの計算を早く出してくださいということを仰って事情をお聞きになっているはずで。総務省側もやっています。

だけど、自治体側からすると、厚労省サイドが今後どう動くか分からないので、いろいろ見積もりを取ろうと思っても厳密な見積もりができないんです。これが現状です。

私は政府の人間ではないからはっきり言えますけれども、ある意味では厚労省の遅れが心配なんです。厚労省がもっと早く迅速にきちんとやってくれば、こんなことはない。自治体側の負担がどの程度になるか、もっと明確になったということは言えると思います。

大澤：よろしいでしょうか。では一番前の方、どうぞ。

発言者②：いわゆる住基ネットが最高裁で合憲だと言われたときの条件として、データマッチングができないと。そしてまた、見えないものであって民間でも使わないのと言っていたんですけれども、今回の共通番号のこの制度を見ますと、ＩＣカードで番号が見える、民間でも使うと。言ってみれば、マスターキーにならないと言うけれども、いわゆる共通番号を使って個々に情報を管理しているけれども、情報連関という形で、これをデータマッチングしていくじゃないかと。おたくさまたちの出したモデルと、符号何とかというわからない言葉が出ていますけれども、共通番号を直接使わないよ、符号にするんだよと言っているんですけれども、実質的にはデータマッチングするんじゃないかと。こういう基本的な大きな問題が、言ってみれば、住基ネットのときにはかなり表に出ない形でした。国民が反対するので、なかなか使わなかったんですけれども、今回は全面的に使うと。言ってみれば、今まで心配した国民総背番号制そのものじゃないかという批判に対してはどうお答えになるのか。

それと、先程の所得の把握が「正確な把握」から、「より正確な把握」へと変わったと。清水先生が仰ったように、「より」と。これは今までの説明でも完全に把握できないからだと言っているんですけれども、これが出されて共通番号が良いと言っている方々の中には、クロヨン（９・６・４）とか、昔言われた。クロヨンを解決するため、所得を把握するために共通番号が必要と言っているのが、国会の答弁の中では、もうクロヨンなんか、ほとんどないよと。クロヨンというよりも９・８・７かなというような形で、しかも給与所得者が90%、自営業者と農家の方を合わせても10%ぐらいしかいないと。そういう形の中で、果たしてクロヨン解決のためにこういった共通番号ということは論理的に成り立つんだろうか。

それともう１点、熊谷市長も仰っていましたけれども、社会保障の必要な方、より本当に必要な人のためと言いますけれども、いわゆる住基ネットを基にして共通番号をつくるわけですが、住基台帳になかなか載りづらいといいますか、どこかへ移っちゃって、元々の住所と全然違うところにいるホームレスの方々とか、あるいはDVの方々とか、本当に必要な人に対して社会保障ができないじゃないか。こういうのは番号でやるんじゃなくて、先程の熊谷市長ではございませんけれども、言ってみれば、子ども手当をちゃんと届けなくては。これは行政がちゃんとやればいい話であって、今までだって、言ってみれば、所得制限をかけるという形でいろんな施策をやっているときに、それぞれの行政が情報を持っているわけです。その中で仕事をちゃんとやり切れていて、そのやり方をもう少し効率的にちゃんとやっていきましょうというのはいいんですけれども、そのために何も共通番号は必要ではないんじゃないか。何でその共通番号が必要なのか、その点についてもお答え願いたいと思います。

大澤：すみません、お名前とご職業を伺ってもよろしいでしょうか。

発言者②：千葉県議会議員の●●●●と申します。

向井：最初の国民総背番号について。国民総背番号制という批判と仰られましたけれども、国民総背番号制では、どういうものが定義されているのか、ちょっとよく分かりませんが、最高裁の判決そのものはいろんな要因があって、そういう要因の中で、こういうことはしていないけれども、こういうことをしている。その比較衡量の上で結果として合憲としているんだと。そういう意味で私どもは、今回はデータマッチングはしますが、逆にデータマッチングをするが故に、そのデータマッチングを監視する機能、第三者機関ですか、そういう、より強固な個人情報保護策を取ることによって合憲であると考えております。

それから、民間で使うと仰られましたが、民間で使うという意味がいろんな意味に使われていると。税の場面で使われていますので、当然、民間の会社が自分の従業員の番号を知って、それで税務署に出すと。そういう意味では民間では使われますけれども、いわゆる民間で使わせろというふうに経済団体が言う場合の顧客をマイナンバーで管理するという意味合いにつきましては、基本的にはほとんどなくて、唯一あるのが生命保険と証券

会社です。それは、口座を調書で税務当局に出すからです。そういう意味で民間も含めた国民総背番号制というのではないと考えております。

大澤：熊谷市長…。

峰崎：ちょっとすみません、その前に、クロヨンの問題もちょっと入りましたので。国会での答弁のやりとりを私も聞いておりましたけれども、今、隣に税理士さんがおられますけれども、いわゆる事業をやっておられる方、農家をやっておられる方、この方々の経費をどういうふうに認定するかという問題がある。例えば、個人自営業の方で自動車を持っていたら。それは社用・事業に使われているのか、個人でドライブしているのか。どういうふうにするかによって、実はウェートが変わってくるわけですね。それはちゃんと運転記録を付けなさいということに多分なっているはずですよ。

そういう意味で、サラリーマンの人たちは完全にほぼ源泉徴収される。その場合に、給与所得控除という形でかなり概算控除される。今度は概算控除を半分に減らして、そして自分たちが申告できる要素も入れようじゃないか、こういう改革もしてきます。この辺りは、完全にそれが納得されているかどうかは別にしても、将来的にこういう申告納税という制度があることについては、私はそれは正しいと思っていますので、やはりサラリーマンの人たちも、自分たちの払っている税金はいくらなのか、そして経費はどのくらい認められているのかとか、そういうことはもう少しきちんとやった方が良くと思っています。

先程、女性の方が仰られたときにも本当は答えなきゃいけなかったんですが、海外取引とか株式の関係も、今の政権になって、5,000万円以上の海外資産のある人はこれからは全部調書を出さなきゃいけない、こういうふうに変ってきていますので、徐々に徐々にこういう番号を入れて、それをきちんとやるということです。海外について、今、マネーロンダリングの問題は難しいということで世界的にも認識されていますので、これは非常に困難な面はあるとしても、かなりでき始めてきているということについては是非、理解をしておいていただいて、クロヨンの問題については、我々は、これはやっぱり番号制度を入れて正確な所得をきちんと把握することで解決していく必要があるんじゃないかなと思っています。

大澤：熊谷市長、いかがでしょうか。

熊谷：いろんな人にしっかりとサービスをお伝えする・しないのときにDV、ホームレスの話がありました。確かにDVやホームレス、住所と違う状態の方々は、これですべて解決できるものではないと思います。

ただ、私は、そうは言っても、多くの人たちがこれによって向き合うことができサービス福祉の案内ができるというのはやっぱり大きいと思うんです。0.何%の方々が対象じゃないから99%がダメだという話にはならないと思うので、その方のためにどういうことが行政としてできるかの話だと思うんです。

私が一番思いますのは、結局、今は所得とか、住民のデータとか、そういうものをひくくめて、例えば所得がいくら未満で、かつ一人親の方はこういうものが受けられるというのがあっても、それをピンポイントにお伝えができないわけです。マイ・ポータルなどで自分が一体どういうステータスにいて、どういうものが自分の住んでいる行政から本来受けられて、これは受けてない、申し込んでない、そういうものをある程度、私たちはお伝えをしたいんですよ。せっかくつくっているのに、それをピンポイントになかなかお伝えできないところは解消していきたいというのが思いなんです。

今でも一応システム上は、それぞれのデータを抜き取って、抜き取って、突合をかければできなくはないですけども、それはセキュリティ上極めて危険な行為なんですよね。そういう形でデータをとって突合する行為。それよりは、最初から突合することを想定して、かつセキュリティを担保したようなシステムでないと、逆に私は地方自治体は、千葉市はまだ96万人ぐらいの大都市ですから、セキュリティの専門家って、ある程度いますけれども、小さな自治体とかになると、そういうことをすると危険性が高まってきてしまう。私は、今まで持っていた複数のデータベースで、それを組み合わせることで本来受けられる福祉サービスはどういうものがあるのかというのを本人がコントロール可能なお伝えするということをしていかないと、せっかく行政がやっているサービス、例えば市政日より1つとったって、高齢者の方からいろんな方々向けに作らざるを得ないわけです。どれが自分にとって受けられるものなのかというのが明示できないわけです。僕らはそうは言ったって、今の制度の中で工夫をして、見やすいようにとか、そういう方が来る場所で掲示をととか一生懸命やっていますけれども、できれば私たちはもっと明示できる形でお伝えをしていきたいということで、マイ・ポータルというのは必要だと思っています。

ます。

大澤：ありがとうございました。今日、実はシンポジウムは午後4時までという予定でしたけれども、まだまだ質問がたくさんありそうですので、このままシンポジウムを続行してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、青いシャツの方、どうぞ。

発言者③：名前を言います。●●●●●●です。職業はパートです。非正規雇用で雇われております。品物補充の仕事をしています。

今、気になっているのはこちらです。現在、行政は番号がたくさんあります。民間は番号が少ないと思います。この複雑な番号を1つにし、行政はスリム化になったらいいと思います。

あと、番号制度で異なっているものがいろいろあります。ドイツでは納税者番号制度、アメリカは社会保障番号制度、スウェーデンは個人番号制度、オーストリアは中央住民登録制度。いろいろな国々の制度がいっぱいあると思います。あと、番号構成、付番対象も異なってバラバラになっていると思います。身分証明書も異なっていると、そう思います。日本では何もシステムがないまま、このまま付番していいのでしょうか。

あと、マイナンバー法案を廃案した他の党は第2次政権になって任せられるでしょうか。そういうのが気になっております。

あと、法人番号についてもあります。法務省が有する会社法人等番号を基礎として付番となっておりますが、会社として納めた税金を国として管理することができますでしょうか。

あと、気になっているのは生活保護なんです。生活保護は受給ばかりしていると思います。何でもかんでも受給ばかりしては何もならないと思います。

あと、就労できる者と就労できない者、どちらもいます。就労できない者と就労できる者を分けてもらいたいと思います。就労できる者は給付の減額化、有期制の雇用とかをやってもらいたいと思います。

あと、委員会は何かしでかすかもしれないので、そういう罰則はちょうど良いと思います。

あと、番号を配る日はいつの日になるか、いつの年になるのか。ずらすことになるか

もしれませんが、本当にやってもらえるでしょうか。個人番号には氏名や住所、生年月日、性別、顔写真とか、いろいろあります。国民に行政の効率の良いことをして負担を押し付けていいのでしょうか。もっと負担を軽々としてもらいたいと思います。僕はそう思っております。それでよろしいければいいと思います。ありがとうございます。

大澤：ありがとうございました。最初の方の質問については、須藤さん、よろしいでしょうか。

須藤：番号制度をもって、国のレベルでデータ連携をしようというのは、私が講演でも申し上げましたけれども、EU加盟国では、いろいろな制度の作り方は違いますが、日本と大体同じ方向で考えていると言っていいと思います。

今日、パネリストの織本さんが、韓国は番号制度について今、再検討しているんじゃないかということを仰いましたけれども、それは考えていると思います。何でもか言いますと、私も韓国政府の方、特にKISAという団体があって、コリアン・インフォメーション・セキュリティ・エージェンシーというところですけども、利便性を優先してきました。だから、やりながらセキュリティを考えると。国民にとって、こうなると便利だねの方が優先されますので、その分、セキュリティは弱いんです。

日本はどうかというと、両立させながらスタートさせたいということだから、スタートが韓国に比べると大幅に遅れて、韓国は国際会議なんかに出ると日本をばかにするんです。「日本なんて、何もできない国だよ」なんて言われて腹が立つこともあるんですけども、取り組み方に違いがある。だから、もう1回、そこら辺、セキュリティの強化に向けて動こうとしているということはあると思います。

ただ、織本さんが言われた文脈で、抜本的にこれをやめようというんじゃなくて、やっとセキュリティを重視し始めたということだと思います。我が国は韓国とは全く違う。

それから、アメリカ合衆国について言うと、内政面は各自治体の権限が強いので、連邦政府はあまり関与できません。連邦政府はソーシャル・セキュリティ・ナンバー（SSN）で国民の他のデータとかの名寄せをやっていますけれども、その利用範囲は極めて限定的です。

カリフォルニア州の地方政府のご意見を聞くと、それは使わないと。中央連邦政府のやり方とは違うやり方で州内の名寄せはやっているんだと。だから、我々はそれで批判を

受けるのは筋違いですよという言い方をします。これは、もともと内政が地方、地方といったって国ですから、カリフォルニア国です。テキサス国ですから。だから、その内部では統一的にやるということです。それが地方という言い方は妥当しない。むしろ合衆国。要するにアメリカは連合国なんです。だから、アメリカは一体であると考えてるのが元々誤解です。これは全く違うものだということをご理解いただきたい。州では、そういう意味では番号制度をかなり使って名寄せは必要と考えています。

大澤：向井さん、後段、補足することありますか。特にありませんか。

続いて質疑を受けたいと思います。後ろの方で手が……。いらっしゃいませんか。では2番目の方、どうぞ。

発言者④：弁護士の●●●といいます。弁護士会としては反対しているんですが、今日の運営の仕方について、まず一言。疑問を持ちながらの方もいらっしゃいますが、推進側の方が多くて、せっかくいろいろ問題点を仰りたい清水弁護士の発言が少なくて、国民対話の中でも反対や批判、意見に対して推進側の人がお答えになるという感じなので是非、清水弁護士にいろんな点で補足をしてもらったらいいのではないかと考えています。

その上で、2つ申し上げたいと思います。住基ネットのカードとの違いについて、少し、もうちょっと突っ込んでお話をいただいたらどうでしょうか。先程、最高裁判決の例も出ました。住基ネットについては違憲判決が2つ出ていて、大阪高裁でも出ているので、それを最高裁が否定した。知らない人がたくさんいらっしゃいますので、その理由をよく説明する必要があると思うんです。このマイナンバー法については、最高裁判決を基にしたって相当問題があるのではないかなと思うんですが、その点が全く突っ込み不足になっているように思います。

それから、民間の問題についても是非、清水さんに発言をしていただければいいと思うんですけれども、民間の取引も含めて全部公開になってしまう。そこら辺を説明していただく必要があるのではないかと思います。

それからもう1つ、大きな問題で、熊谷市長が、国民がどちらを選択するかが問題だと。全くその通りだと思うんです。行政の利便とか、全然良いことがないということはないわけで、便利になるとか、いろいろあるんだろうと思うんです。でも、例えば先程、不正受給の問題がありました。120何億円か、0.4%弱ぐらいだと思いますが、それよりも水

際作戦その他で、日本では把握し切れませんが、生活保護水準以下なのに申請もしない、そういう人が8割ぐらいいるだろうと言われている。そういう実情をやっぱり理解する必要がある。

それから、社会保障の改善のためとは言わないようですが、最初は何となくそんな雰囲気があったんですが、それも言わなくなっちゃった。現に社会保障を下げる、生活保護をもっと切り詰める。こういう全体の政治の状況はやっぱり理解をしておく必要があるだろうと思うんです。

それから、秘密保全法、間もなく出ますよね。これとセットでなる。そういう国を信用していいのかどうか。最初の船橋の女性の方の質問・意見にも関連すると思いますが、そういうことも考えて、手続や利便性だけではないんだということを私は強調しておきたいと思います。清水さん、是非、ご発言いただきたいと思います。

大澤：すみません、熊谷市長は公務のため4時25分で退席されます。今ご質問の方は熊谷さんにも発言を求めていらっしゃいますよね。先に熊谷市長の方に発言していただいて、ということでしょうか。

その後、清水さんにお話を伺いたいと思います。

熊谷市長、いかがでしょうか。

熊谷：生活保護のお話だったかと思うんですけれども、生活保護制度とは直接関係ないと思うんです。8割、確かに生活保護と同じような基準、それ以下の方々が生活保護を受けてないとか、生活保護の問題には様々あります。私も、先程仰ることは非常にごもっともだと思っていますけれども、それが生活保護制度とマイナンバーの関連性の中において影響してくる話とはまた違うと思うんです。

私は、生活保護の不正受給が問題で生活保護制度がおかしいという側の人間ではなくて、むしろどっちかという国民の不正受給を契機とした生活保護制度全体に対する誤解だとか、そういうものは現場として違うよということを申し上げている立場の人間です。

ただ、国民の税金を日々扱っている行政の側とすれば、生活保護制度についても、もっと改善の余地があって、それによって国民の皆さんにお金をもっと戻せる。逆に言えば、使っちゃっている部分を何とかした方が良いんじゃないかと、日々、すごく非効率的な業務を見て感じているところがあります。

ですから、私からすれば、行政の利便性が目的じゃないと思うんです。行政の利便性が上がれば最終的には税金投入量が減りますから、それが国民に返ってくることになります。その金額を多いと思うのか。いや、プライバシーとかがひょっとしたら危なくなるかもしれないリスクに考えれば、それぐらいは私たちは飲み込むよと。例えば消費税1%分ぐらいは、ひょっとしたら毎年若干損するかもしれないけれども、それは安心代として払うべきなんだという考え方を持つ。私、それは1つの考え方だと思うんです。

ですから、国民がどこのラインでお決めになるかだと思っています。私は、行政の手続を預かる側とすれば、非常にもったいない現場があるのは十分理解をしていただきたいという思いです。

大澤：ありがとうございます。ここで熊谷市長は退席ということで、皆さんに向かって一言いいですか。

熊谷：この後も多分、いくつか意見交換があるんだと思います。ひょっとしたら私に質問したいという方、お答えできなくて大変申し訳ないと思いますけれども、いずれにしても、これは賛成・反対という世界の話じゃないと思うんです。

それを通して政府と私たちの関係をどうするのか、行政全体の税金の流れ方をどう考えるのかということに尽きてくると思います。

今までは何となく、お上と何とかで、年貢を納めて何とかという世界でしたけれども、そうじゃなくて、社会システム全体について国民がどうあるべきかということが大前提だと思いますので、マイナンバーが仮に通ったとしても、そういう議論がなしにスタートするのではなくて、できれば国民の1人1人がそういう認識をある程度持って議論した上で、そして、その先はどうあるべきなのかを議論できるような街でありたいなと思っています。

そういう意味で、私自身、千葉市でもいろいろな取り組みをしていきたいと考えておりますので、今後ともいろいろなご意見をお寄せいただければと思っています。

途中で失礼する非礼をお許しいただきたいと思います。ありがとうございます。

大澤：どうもお疲れさまでした。

それでは、お待たせしました。清水さん、よろしくお願いいたします。

清水：まず、住基ネットの件なんですけれども、日弁連が2002年の稼働の前から反対したこともあって、その後もずっと、実は日弁連は住基ネットも関わり続けていて、そのことをどういうふうに見られたのか。推進協議会の方から10年遅れたという言われ方をされたんですけれども、それは日弁連の活動を全然見てなかったんじゃないかと思うんですが、自治体からの相談というのは結構ずっとあったんです。そのときに県に聞いても分からないと言われて、国の方は忙しくて対応してくれないし、1年、2年で担当者が変わってしまうので分からないということで、日弁連は私たちの委員会が結構相談に乗ってきていました。

相談に乗ってきたというのは、どういうことができる・できないということについて、現場の職員というのは本当に困ってしまうわけでありまして、住基ネットの稼働開始の直前まで、市町村の職員は、自分たちがどういうことをやらなければいけないかということをほとんどご存じなかったんです。ですので、むしろあのとき、日弁連は稼働を開始した後に勉強会を開いて、自治体の職員を集めて何回も学習会をやりまして、個別の相談にも応じていました。

その中では、住基ネットが市町村の自治事務であるが故に、年間、小さな自治体で200万円ぐらいの支出を必要としていたんです。にも関わらず、自治事務だということで、市町村は自分で負担しなさい、ということになっていたために非常に困っていました。インターネット接続していたようなところもあったんですけれども、その問題を指摘した人だけでも、それを修正するだけの予算がありませんという自治体がたくさんありました。それは総務省と話をして、公開討論の場でもその点を指摘しましたし、その後も話をしまして、一定金額、150万円から200万円までは国の方からお金を出すということで破綻しないで済んだ。

まるで日弁連は住基ネットを支えるかのような活動にも見えますけれども、現場の自治体とすれば、制度が下りてくればやらざるを得なくて、そこで問題を起こしたら文句を言われるのは国ではなくて自治体の職員ですから、日弁連とすれば、忍びないということです。それでサポートをしたわけです。ですので、セキュリティに対する問題意識というのは、その10年間で自治体の職員でも相当程度、上がったのではないかなと思っていました、ですから、共通番号制の議論をするようになってから、自治体の職員もこういった集会に参加してくれるようになりましたし、自主的な勉強会も開いたりするようになってき

ていましたし、それは進化なんだろうと思います。

住基ネットですけれども、住基ネットの最高裁判決は名寄せの問題を指摘しているだけではなくて、実はそこで費用対効果の問題についての議論もしてまして、その費用対効果の考え方は全く間違えているんです。住基ネット全体でのプラス・マイナスとしてプラスがあるんだと答えているんですけれども、そこで最高裁が言っている中身というのは、国の業務がやりやすくなるよねというレベルなんです。しかし、住基ネットは市町村の自治事務ですから、市町村にとって利便性があるって、市町村にとって経費節約なりお得感がないと、やる気の起こらない仕組みなんです。住基ネットは全くお得感がないような仕組みですから、住基カードにしても、数%しか今、普及していないし、普及の仕方として実態は何かというと、パスポートや運転免許証を持っていない人が身分証明書代わりにそれを使うという、本来の住基カードとその目的が全く違うような使い方になってしまっている。

それは、やはり最初に制度を導入するということを決めた後に、ああだこうだと始めるものですからミスマッチが起こるのでありまして、「何でもできます」ではなくて、何をするためにどういう仕組みが必要なのかでどこに一番負荷がかかるのか。その負荷がかかる場所にちゃんとお金の補填はできるのか、人の補填ができるのか、その人は説明責任を果たすことができるのか、というところを考えてやらないと、制度全体としては破綻してしまうと思います。

その意味では、住基ネットについて、あのとき反対だったから今回も日弁連は反対だとか、そんな次元ではなくて、住基ネットの何が問題だったのかというのをきちんと整理しないと、場合によっては、もっとひどいことになっちゃうんじゃないというのが根本的な考え方です。

日弁連の委員会の中では、住基ネットの最高裁判決の判断基準からすると、形式的に当てはまると、この共通番号制は違憲の判断になっちゃうんじゃないのという議論はしています。ただ、情勢は確かに変わってきていますし、セキュリティレベルの状況も変わっていますし、利便性といったのも、あの当時言っていた利便性と今回の利便性というのは中身的にも違ってきていますから、特に、市町村のところでどれだけのメリットがあるか。今回の場合、法定受託事務でありますけれども、最終的な利便性を受ける人は住民ですから、その人たちにとってのメリット、それから、その制度を運用する自治体にとってのメリットというのはどれだけ具体的に提示できるかというところが重要なんだと思いま

す。

それから、熊谷市長がさっき言っていた議論の中で、申請主義に問題があるというようにところに根本的な問題があると仰ったんですけども、これはかなり本質的な問題で、職権探知主義にすると、それはかなり違ってくるんです。

オーストリアが、確か子供が生まれたときには役所の方で出生を確認して番号登録するというやり方をしています。ですので、大きな病院なんかで子供が生まれるようなところについては役所の職員が連携をされていて、生まれたら登録をするというのを職権でやっています。また、死ぬところまで国の方で基本的にチェックをしますから、もちろん、行方不明になっている人はともかくとして、生まれたところから死ぬところまで、行政の方で基本的に探知していくというやり方にしていけば、この番号制でかなり簡潔的にケアすることもできるし、ペナルティーを科すこともできる。それだったら、そういうものがないのかということを考えていかなければいけないのでありまして、その議論がないのではないかと思います。

それから、民間の利用のことについて言うと、韓国が広く使っていて、日本のマスコミでは全くと言っていいほど報道してないんじゃないかと思うんですけども、表に出る番号にしているためにどういうことが起こっているかということ、海外からの旅行者というのは当然のことながら番号を持ってないんですけども、番号で買い物や何かをすると、ポイントが付いたり、ちょっと安くなったりするんです。そうすると、お土産屋さんに行ったとき、この商品を買いませんかと店員が言ったときに、その店員が、私のカードを貸しますからと言うんです。これは日常茶飯事になっている。そうすると、いくらか安くなる。そうすることによって、お店の店員だって喜ぶわけで、つまり、番号を使うことを普及するために何らかのポイントを付けることによって、それを他の人が使うことによって、結局は自分が、お店としては得をするということが当たり前になってしまいます。ですので、特定の番号の人の情報を集めると、その人がそういう買い物をしているかどうかということになると全く違う環境が起こってきてしまっています。

それから、アメリカの方について言うと、須藤先生が仰ったように、州ごとに制度が違いますが、ここ2～3年の間で、州で利用を規制するという法律を州法でつくっています。それと、国防総省関係のところでは、ソーシャル・セキュリティ・ナンバー（SSN）は使うのを禁止して、独自の番号をつくっています。それは家族を含めて独自の番号制をつくってしまして、つまり、プライベートなところでいろんな行動をすること自体

も、外部から不正に情報を取得されたりすることについては問題があるということで、一定の範囲の人たちについては別個の仕組みをつくるとか、だから、本当はあそこはステイッなんですよ。部分ごとに考えていって、大雑把に生活環境や経済環境が違う中で一律につくってしまうというのではなくて、道州制を採用するかどうか分かりませんが、何かもっと実効性がある、確実にこれはこういう利便性がある。そのためには、こういうリスクがあってもいいということが見える形で議論ができて制度を構築できるというのではない、やはりまずいのかなと。

そういう意味では、まず制度をつくりましょうというところから始めるやり方ではなくて、今日いろいろとご提案いただいた中身でも、共通番号制じゃないところで解決できるものは、それはそれですばいいし、共通番号制的なものでやった方が確かにいいというものについては、そこを詰めていって、やはりそれを実効的に、実際、地域的にやるということも考えていいんじゃないかと思います。

民間利用というのは、向井さんも言われたように、どの範囲の民間利用を考えるかによっても全く違います。それも制度を運用する上では、日弁連の立場からすると、これは非常に問題のある制度だと思いますけれども、つくった後でも、中身は完璧に細かいところまで作り上げられている法律ではありませんから、どういうものまでならやっていいのか、どういうつくりにするのかということは、これから制度ができて、できてしまったからおしまいではないし、できてしまったから万歳でもなくて、やはり国民全員に関わる制度ですから、きちんと、どういうふうに具体的につくり込んでいくかということは修正のことも含めて考えていかなければいけない制度だと思います。

すみません、長くなりました。

大澤：ありがとうございました。引き続き質問をお受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、では4番目の女性の方、どうぞ。

発言者⑤：千葉市で弁護士をしております●●●●と申します。質問は皆さんも疲れていますし、相当専門的なお答えにばかりなってしまいますので、私は今日のお話を伺った意見を申し上げさせていただきたいと思いますので、ご了承ください。

今日、推進派のパネリストの方が多かったので、その方向で、お話を聞いていて私が印象を受けたのは、いろんな商法、要するに、いろんな売り込み作戦ですね。業者が一般

の市民に売り込むときのやり方にすごく似ているという印象を受けました。これはちょっと適切なやり方ではないように思います。

それから、今日は利便性のところが強くスポットが当たりましたので、問題点のところは最初の頃に出ましたが、それについての検証はあまり議論にならなかったような気がしますが、今日、問題点を推進派のパネリストの方も反対派の方も仰っていた共通する部分を考えますと、この法案はマイナンバー法案という愛称がついていますけれども、どっちかという個人情報ストーカー法案じゃないかと思うんです。

要するに1個、情報がどこから漏れたら、ズルズルと本人の知らないところでその情報が他人によって、どんどん知られていってしまう。それが国や自治体の適切な業務の場合もあるかもしれませんが、そうではなくて、何らかの不正に使われる可能性もあるし、国がこういう制度を使ったが故に、民間でも法律の規則・ルールとは違って、では、うちのサービスを使う場合には申込書にその番号を書いてくださいということをやれますと、法律の仕組みを超えて、どんどん民間で個人番号によって、個人の情報が名寄せできることになってしまうんです。そういったところの議論は今日は出ませんでしたけれども、それが何を、どういったリスクを及ぼすかという、やはりストーカー行為、私は本当に怖いと思います。

というのは、我々弁護士は日々、そういうことを聞いたりすることもあるからです。

特にDV、あるいは虐待、こういった問題では、加害者から逃げていても、どこで病院にかかったかという1つの情報から、どこの施設にいるのかまで突き止められる恐れもあります。そうすると、場合によっては命の危険に晒される人もいます。確かにこの制度によって、いろんな行政の利便性が高まって、99.99%の人が行政手続、すごいサービスが楽になったと思われるかもしれませんが、0.01%の人に命の危険とか、あるいは生活が完全に脅かされるような状態が起こり得るとしたら、そういう制度をつくってはいけないんじゃないでしょうか。多数決でみんなが得するからといっても、そういうリスクのある制度を入れてはいけない。私も今日の議論を聞いていて、すごく思いました。その辺は、まだ国民にもみんな行き渡っていないし、やはりちょっと問題のある仕組みなんじゃないかなということを申し上げたいと思います。ありがとうございました。

須藤：今のご意見に賛成なんですけれども、逆のケースもあるんです。例えば、僕のおばが、クモ膜下出血で61歳で亡くなりました。通報を受けました。親族みんなで行こうとす

るけれども、救急隊に連絡しても、個人情報保護だから、あなたが親族だと名乗っても教えられません。どこに搬送されたか分からないんです。ひとり暮らしでした。

家族、親族全員で手分けして車で探して、辿り着いたときはもう死んでいました。こういうこともあるんです。そこら辺の運用は、仰ること、ごもつともです。ストーカー被害なんて、深刻ですから。あるんだけど、いろいろある。それだけではないということもお考えいただきたい。

清水：今、須藤先生が言われたのは個人情報保護条例の運用の問題で、それも私たちの委員会で専門にやっているところなんですけれども、先生が指摘されたところは当然告げていい部分なんですけれども、個人情報保護条例の運用の問題のときには、実はそういうものは開示されていたんです。知らされていたんですよ。

ところが、不可解なことに、個人情報保護法ができた途端に、個人情報保護条例の運用が後退したんです。つまり自治体の職員のレベルがそういうものなんです。自分たちは自治体が持っている個人情報ですから、国が持っている個人情報のレベルとは質が違います、中身が。国が持っているものって、非常に抽象化されている数字であったり、個々人のデータというのは、むしろ国は少ないんです。言ってみれば、基礎自治体の方に個人情報というのは集まってきていて、それは個人を孤立化させるためではなくて、むしろ個人がお互い協力し合ったり、助け合ったりするために使うのが個人情報で、医療も福祉もそうなわけです。ですから、個人情報保護条例だけの世界のときには、先生のようなケースというのは提供されていたんです。

それが、どういうわけか法律ができた途端、弁護士的には全く理解不能。個人情報保護法というのは、国が管理している個人情報の保護については、こういう管理の運用をしますというものですから、自治体は自分の条例のところでやっていけばいいわけですから、従来そのまま良かったんですよ。それが変わってしまったというところに問題があります。

それは大震災の場合もそうで、国の法律がどうするかという以前に、市町村や県の条例でどういうふう書き込んであるかによって情報の共有化というのはいくらでもできるにも関わらず、現場の事なかれ主義で上意下達的な発想であるが故に、国の法律でダメになっているからダメですよという、全く自治体にあるまじき対応をするから、今度、震災の被害者のところでもそういう問題が起こっているという状況があります。

ですから、そういう部分については、むしろ弁護士会と行政とがもっと対話をして、須藤先生のような経験というのは、恐らく須藤先生だけではなくて、かなりの人が各地で体験をされているので、弁護士会の方から自治体を強化して、人間を孤立させるために個人情報保護条例があるんじゃないということを周知してもらいたいと思います。

大澤：ありがとうございました。

いかがでしょうか。もうそろそろ外も暗くなってきているし、5時近くということで、では最後の質問を受けたいと思います。

一番後ろのグレーのシャツを着ている方、どうぞ。

発言者⑥：学生をやっています●●●といます。学生なので、ちょっとばかな質問をさせてもらいます。現行のまま、つまりマイナンバー制度を導入しないで得をするような人というのはいるのでしょうか。

もう1点、弁護士のような頭のいい方もいらっしゃる中で、このマイナンバー制度の全容というものがなかなか見えてこないんですけれども、今後、政府またはいろいろな機関は、啓発活動のようなことをされていくのかということを知りたいです。

大澤：すみません、一番目のご質問で、マイクの入りが悪かったようなので、もう一度。

発言者⑥：マイナンバー制度を導入しないで、現行のままで得をしているような人って、いるのでしょうかということです。

峰崎：導入しないで得をしているか、損をしているかとか、そういうことですよね。

発言者⑥：はい。

峰崎：これは得をしているから得をさせないとかというのではなくて、より公平・公正な社会にしていくために使いましょうねということです。そういうツールとして、これを使いますよということを何度も強調しています。私が先程申し上げたように、自分のお母

さんを扶養控除へ入れている。その兄も、自分の扶養控除へ入れている。これはダブリが生じていたと。こういったことを、マイナンバー制度を入れることによって直すことができますよね。しかし、その人は決して主観的に得をするためにやっていたということではなくて、たまたまそういうダブリがあったということを、この番号を入れることによってチェックができる、正確になる。こういうことの効果はやはり、この番号を入れることによってつくられるんじゃないかなと思います。

ですから、得をする、損をするというのを、ある意味では今のような牽制効果というか、正確性、公平性というのをきちんと担保すると理解をしていただければと思います。

大澤：それでは、質問の方はこれで終わらせていただいて、最後にパネリストの皆さんから一言ずつ…。

発言者⑥：2番目の質問は？ 2番目の質問がありました。

清水：2つ目はね、これからもっと周知徹底とか…。

峰崎：ああ、周知徹底の件ですね、ごめんなさい。それでは向井さんに。

向井治紀：今ちょうど、まさに選挙中でございます。通常、政府はこの後、首班指名して、新しい総理が決まった段階で今後どういうふうにするかというのを、もう一度やり直すという格好になろうかと思います。

従いまして、新たな政権でマイナンバー制度をこのままいくのか、変えるのか、やめるのかというのは決められると。その結果次第で、啓発活動も含めてこの先どうなるかというのは決まってくるんだろうと思います。

大澤：はい、ありがとうございました。それでは、質問の方はこれで終わらせていただいて、パネリストの皆様方には一言、本当に一言ずつ。

では、須藤先生からお願いいたします。

須藤：今、私は柏市と組んで、東京大学の高齢社会総合研究機構で介護と医療のデータ連

携のプロジェクトをやっています。競争的資金をコンペで勝ち取って、その資金を獲得して柏市、東大、それから千葉県の医療機関、福祉事業者の方と連携してやっています。ただ、そのときの名寄せのシステムを、今のところ我々でやらざるを得なくてやっているんです。

何でこういうことが必要かという、今の保険制度であれば最大3ヶ月しか病院に入院できません。その後、家に帰られます。でも、家に帰ったって家族の負担が大変で、とても面倒見切れません。介護のデータシステムは全く別でデータは動いています。だから、統合できません。その人の実態を掴むためには極めて困難な状況に置かれる。

これを統合してスピーディーに行政がお金を支給できるような体制をつくとか、もっと高度な医療機関に上げるときのデータ連携で、千葉大学医学部附属病院とか、あるいは重粒子線をやっている茨城の癌の医療施設とかに送るためにはデータが必要なんです。

そういうことのために使うべきだろうというので、今一緒にやっていたっている研究者の方、亀田病院の院長も入っていただいていますけれども、みんな合意しています。こういうことは、こういうところに使ってこそ意義のあることなんです。しかも、これは広域です。もう地域の病院では面倒見切れないというときには、例えば福島の中性子線の医療施設とか、茨城の重粒子線の医療施設なんかに行かなきゃいけない。あるいは、京都大学で幹細胞を使わなきゃいけないかもしれません。そういうことのためには使えるんです。

但し、今の法制ではできないんです。限界がある。ただ、今後検討されている医療系のデータと行政系の効率化で税金負担を少なくするための番号と連携をどうやるか、また、デザインしなきゃいけないんですけれども、今日、会場のご発言の人は、そんなことやなくていいという意見が多いように思いますが、やるなと言うのだったら、やめて今まで通り死にましようということなんですけれども、そういうことも頭に入れて未来ビジョンと一緒に考えていただきたいと思います。

専門家の議論とかというので、俺は違うみたいな言い方はやめていただきたい。一緒に考えましょう。そういうふうに持っていかなきゃいけないと思うんです。

仰るように、押し付けがましいような議論をしてはいけないと思います。だから、そこまでみんなで考えるべきです。新しい社会はどうあるべきかということの1つのステップだと考えていただければと思います。

我々は最初は、これは清水先生と意見が相当違うなと思いながらやったんですけれども、だんだん意見の一致点が見えたりして有益なこともかなりあったんですよね。そういうものだと思います。

大澤：では清水さん、お願いします。

清水：今日のレジュメ資料に中村秀一さんのものを入れたように、問題意識は誰もが共通にできるんですよ。それをどういう方向で解決していくか、どういう仕組みにするかというところの議論がむしろ本当は必要なんですけれども、前提のところはかなりあやふやなままに抽象的な、こうやるといい、ああやるといいという議論になってしまうので、そういうことばかりではないでしょうということ、今日の皆さんも、それぞれが実体験に基づいて話をしてきますから、仕組みをつくっているときというのは実体験をベースにして、では現状を前提にして、どういう仕組みがいいのかという立て方をすべきなんだろうと思います。

そういう意味で、リレーシンポというのはいろんな方が毎回毎回出てきて、私も今回で確か5回目ぐらい出させていただきましたけれども、馴れ合っているようでありながら、いろんな問題提起をいただいて、確かに現場から考えていって、制度を構築するということが専門とか専門ではないとかではなくて、現状はどうなっているかということを見据えて、今のままではしょうがないでしょう、というところはやはり共通にしないといけないんだと思うんです。

それをどういうふうにつくっていくのというところで議論して、そのときに私たち日弁連、弁護士としては、それを法制度にしたときにどうなるかということと、問題が起こったときに、誰がどういう責任を問われちゃうのかと。

その問われ方によっては、制度そのものがぶち壊しになってしまうこともあるものですから、結構厳しいことを言うのは、制度をつくるなどと言っているのではなくて、制度をつくる時は必ずリスクがあって、法的責任を問われるやつがいて、その法的責任の問われ方で良いの？というところまで考えないと、制度を一生懸命運用した人間が重い処罰を受けるようなことになったりすると、その端末で働いている人間はみんな働くのが嫌になっちゃうわけですよ。そういうことになってはいけないので、リスクを見ながら、あるいは規制するための罰則規定のことも考えながら、こういう仕組みでつくってこうという

ことを共通認識として積み上げていく必要があるんだろうと思います。

共通番号制について言うと、そのつくり方というのが、住基ネットのときと同じように上から降ってきているという感じではないですか？というのが根本的な問題としてあるわけでありまして、熊谷市長のように、現場のところから問題提起をされると、それだったら、こうやればいい、ああやればいいという議論が、須藤先生からも出るし、私は法律家なので、法律家として出てきて、また、皆さんは市民として意見が出てきて、では、こういう仕組みだったら、取り敢えずできるよね、というものができんだろうと思うんです。

今日のこういった議論というのは、このリレーシンポは今日でおしまいになるわけですが、意見の違う者同士が議論するという、今まで政府系ではあまりなかったもの。今回、私だけと見られがちですが、税理士の先生にしたって、私と問題意識がかなり共通しているところがありますし、須藤さんは確かに前回会ったときに、お互いに「こいつ、敵じゃないか」みたいに思っていたところがありましたけれども、問題意識というのはかなり共通しているのは確かでありまして、どうつくっていくかということはやはり、これから我々は考えなくてはいけなくて、今のままであれば、経済的にも人権の面でも社会保障の面でもじり貧であることは間違いありません。その現実を見据えて、どうつくっていくかを考えるきっかけというのがこういうシンポジウムかなと思っています。

ありがとうございました。

大澤：ありがとうございました。

では織本さん、お願いします。

織本：はい、私、実はこちらのひな壇に座っていますけれども、私自身、実はマイナンバーの勉強をし始めたのは半年ぐらい前なんです。マイナンバーシンポジウムが行われているのも知らなかったというのが実態で、そこからいろいろ勉強しまして、今、それぞれの官公庁がすべて番号で管理されているのは事実。これを統一化なり何なりして行政の効率化を図る、これは必要だなとは思っておりますけれども、やはり問題は多いんじゃないかということと、私がそうだったように、国民の皆さん自体はあまり知らないんじゃないかと。シンポジウムは1年半以上ですか、47都道府県でやったそうですけれども、それが現状なので、もうちょっと皆さんで考えていかなきゃいけないのかなというのが私の感想で

す。ありがとうございました。

大澤：峰崎さん、よろしくお願いします。

峰崎：時間が大分押しているので、あまりたくさんことは言えないんですが、2点だけ、私にお話しさせていただきたいと思うんです。

1点は、今日はあまり議論になりませんでした。福祉の世界でも、どんな世界でも所得の確認のために源泉徴収票を持ってきなさい、というようなことが出てくると思うんです。それだけ重要な所得が一体、本当にきちんと把握されているんだろうかということ。はものすごく大きい。実はそれと連携して、文部科学省の方から育英資金の情報と所得情報をつないで欲しいという話がありました。これは私、自分も経験した故に、職がなくて所得がないときにも返さなきゃいかんと。こういうときに対応できないのだろうか。

そういう意味で、私自身は、いわゆるマイナンバーを通じて、所得の情報と福祉的な要素の問題、あるいは所得再分配の問題にきちんと対応していける、また、対応していかなきゃいけないのではないかなと思っているわけです。

そういう意味で、これから財政的にも大変厳しい時代ですから、その点、一番困っておられる方々にきちんと対応できるようなツールとして、マイナンバーというのは不可欠なのではないかと言っているわけでございます。

もう1つは、先程、冒頭の方が仰ったように、政府に対する信頼の問題だと思います。私自身も野党の議員でありました。与党の議員になりました。財務副大臣もやりました。今、内閣官房参与です。こういう仕事をずっとやりながら思ったのは、日本の社会を良くしていくために社会保障を重視するためには、税、あるいは保険料を出して、それを国が再分配していく。これは、国しかできません。

だから、社会保障を重視したいと思う方々は是非、国に対する信頼を——もともと実は信頼に足る政府でないから、今も非常に厳しい批判を浴びているわけですが、政治、あるいは政府に対して、きちんとした政府にしていける条件を今、議論しているわけです。だから、国民の皆さんが信頼できる政府をつくって、そして、その信頼できる政府に財源を預けて、それが再分配されてくる。この構造をしっかりと中長期的に見ていかないといけない。一時的に、これはとんでもない、今、政府がでたらめなことをやっている、だから、我々は税を上げないんだとか、あるいは保険料を納めないんだとか、こ

いうことをずっと続けていくことが、今の財政が破綻状況になっている状況を招いているし、そして私は、将来的に私たちが安心して実現できる社会をつくっていくのには、やっぱり再分配というのを重視していかなければならない。自治体ではできません。格差問題を解消できるというのは、最後は国しかできないんです。

だから、国の再分配をきちんとさせるということに対して、私は皆さん方の信頼というのが不可欠だと思っています。そういう意味で、今日いろいろ出された意見は、ある意味では国に対する批判・不信でございますので、これをどう解決していくかということを今の政治家も考えなきゃいかんし、最後は国民の皆さんが考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思っています。

大澤：では向井さん、お願いします。

向井：ちょうど最後の千葉でございます。私も30県近く、このシンポジウムに出ておりますけれども、やっぱりこういう議論、毎回毎回、会場ごとに皆さんの雰囲気が変わったり、意見が変わったりいたします。ただ、1年半ずっとやってきて、また制度もずっと考えてきて、一番役に立つのは真摯なる批判だと思っています。

そういう意味で、清水先生、弁護士会あたりからもいろんな批判をいただいて、いつも勉強させていただいていますけれども、そういう真摯な批判こそ本当の制度を良くしていくものだ。それは法律をつくるだけではなくて、ありとあらゆる制度の運営に当たってもそうだと思っています。そういう意味で非常に良いシンポジウムができたなと思っています。どうもありがとうございました。

大澤：ありがとうございました。最後になりましたが、今日は円滑なシンポジウムの運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。

皆様方のご質問、ご意見の中で、賛成派ばかりで反対派の人が少ないのではないかと、業者がまるで物を売るようではないかというご指摘もいただきました。これは悪徳商法で催眠商法と言うんですけれども、決してここでマイナンバーが良いということで、素晴らしいと皆さんを騙そうとか、そんな気持ちは全くありません。

私がこの仕事を受けたのは、千葉県でのシンポジウムとして、会場の皆様の率直な意見を政府に届けるんだと。推進本部の方で意見を吸い上げたいんだということで、私はそ

のお手伝いをさせていただいたということでもあります。

今日は貴重な意見、どうもありがとうございました。

では、司会にマイクを返します。

(7) 閉会挨拶

司会：それでは、最後に番号制度創設推進本部事務局長、峰崎直樹内閣官房参与からご挨拶申し上げます。

峰崎：本当に今日はお忙しい中、また、予定の時間を過ぎて、1時間以上過ぎているのではないのでしょうか。本当にありがとうございました。

そして、今日は実は最終回ということで、47都道府県の最後でございました。本当に活発な議論、今日はパネリスト同士も本当に実りある議論があったのではないだろうかと思っております。長い間、皆さん方にこうして議論していただいたわけでございます。

実は私は1992年に国会議員になって、ちょうど20年。最後の仕事がこの仕事だと思っておりましたけれども、法案が廃案になってしまいましたけれども、今度は一兵卒、北海道に帰って一市民として、これからこういう場にはそちらの側に立って、いろんな意見が発信できるように頑張っていきたいなと思っております。

今日は本当に、千葉日報の皆さん方、パネリストほか、後援していただいてありがとうございました。実は北海道でやったときに北海道新聞もこういう場をつくっていただいたわけですがけれども、最後には、北海道新聞の社説は反対なんです。ですから、最初から通信社、新聞社は全部賛成だという前提ではないということです。地方新聞には非常に気骨のある新聞社も結構あるなと私自身は思っております。本当に長い間ありがとうございました。

司会：峰崎内閣官房参与からご挨拶申し上げます。それでは、パネリスト、コーディネーターの皆様、ご降壇いただきますので、どうぞ皆様、拍手でお送りください。

本シンポジウムの模様ですが、12月下旬の千葉日報に掲載予定でございます。

以上をもちまして、本日のプログラムは終了とさせていただきます。長時間にわたりご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

なお、皆様のご意見やご感想など、是非お配りしましたアンケート用紙にご記入いた

だき、お帰りの際に、出口の回収箱かお近くのスタッフに参加プレートと一緒にお渡しください。

また、どうぞお忘れ物のございませんよう、お気を付けてお帰りください。

本日はご来場いただきまして、誠にありがとうございました。

以上